

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 7 月24日
【事業年度】	第21期(自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)
【会社名】	株式会社スリー・ディー・マトリックス
【英訳名】	3-D Matrix,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 淳
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町三丁目 2 番 4 号
【電話番号】	03-3511-3440
【事務連絡者氏名】	取締役 茂木 龍平
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町三丁目 2 番 4 号
【電話番号】	03-3511-3440
【事務連絡者氏名】	取締役 茂木 龍平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2021年 4 月	2022年 4 月	2023年 4 月	2024年 4 月	2025年 4 月
事業収益 (千円)	1,024,375	1,506,230	2,314,083	4,588,818	6,934,144
経常利益又は経常損失 () (千円)	1,900,344	1,807,067	2,356,571	140,139	2,483,735
親会社株主に帰属する 当期純損失 () (千円)	2,012,615	1,894,757	2,445,978	255,505	2,501,245
包括利益 (千円)	2,678,578	2,702,952	3,217,835	2,436,257	1,462,720
純資産額 (千円)	1,659,828	1,457,719	524,771	353,307	2,216,194
総資産額 (千円)	3,508,287	5,610,723	5,825,518	5,886,282	6,513,120
1株当たり純資産額 (円)	27.25	17.84	0.23	1.66	15.82
1株当たり当期純損失 () (円)	49.65	37.20	40.64	3.49	25.20
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	34.5	17.5	0.3	2.3	26.8
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,249,736	2,903,268	4,585,082	1,899,876	1,714,099
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	160,321	79,861	81,504	29,758	33,301
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,462,805	4,663,641	2,955,543	2,062,563	2,013,736
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,137,799	2,848,641	1,170,903	1,363,538	1,580,268
従業員数 (名)	69	85	108	106	114

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 2 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。
- 3 株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。
- 4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2)提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2021年 4 月	2022年 4 月	2023年 4 月	2024年 4 月	2025年 4 月
事業収益 (千円)	611,401	2,133,502	1,935,816	1,934,155	2,827,656
経常利益又は経常損失 () (千円)	727,413	43,579	180,347	1,357,360	1,976,979
当期純損失 () (千円)	2,698,545	2,299,742	3,240,855	2,412,004	1,586,407
資本金 (千円)	10,312,756	11,550,837	12,675,385	13,818,459	15,489,928
発行済株式総数 (株)	44,416,226	55,131,375	64,384,509	81,640,709	110,293,406
純資産額 (千円)	1,586,788	1,787,888	831,473	685,093	2,423,575
総資産額 (千円)	3,655,556	6,986,416	7,132,308	5,618,336	6,042,258
1株当たり純資産額 (円)	25.60	23.82	4.99	2.41	17.70
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失 () (円)	66.57	45.15	53.84	32.91	15.99
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	31.1	18.8	4.5	3.5	32.3
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
従業員数 (名)	11	18	21	21	19
株主総利回り (%) (比較指標:配当込TOPIX) (%)	68.88 (132.34)	92.02 (135.58)	41.76 (150.96)	31.91 (205.86)	33.51 (205.23)
最高株価 (円)	538	643	365	200	184
最低株価 (円)	251	241	156	102	100

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 2 自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
- 3 株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
- 4 最高・最低株価は、2022年4月3日までは東京証券取引所JASDAQ(グロース)、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場における株価を記載しております。
- 5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社は、米国Massachusetts Institute of Technology（マサチューセッツ工科大学、以下「MIT」という。）の研究者の発明による自己組織化ペプチド技術を基にした医療製品の開発・製造・販売を目的として、2004年5月に設立されました。それに先立って、米国3-D Matrix, Inc.（現連結子会社）が、MIT発のバイオベンチャーとして2001年に設立され、本技術の事業化を目指してMITから本技術に関する特許の独占的实施権の許諾を受けております。

当社は、設立後の2004年10月に米国3-D Matrix, Inc.との間でLICENSE AND SUPPLY AGREEMENTを締結し、本技術に関する特許の実施権の再許諾を受けております。その後、2007年10月に米国3-D Matrix, Inc.を当社の完全子会社としております。

また、当社は本技術を基盤技術として、外科領域等において医療製品の研究開発を行ってまいりましたが、止血材をはじめとした製品化に至っております。

なお、以下本報告書において使用される専門用語につきましては、（＊）印を付けて「第1 企業の概況 3 事業の内容」の末尾に用語解説をしております。

年月	事項
2001年5月	MIT発のバイオベンチャーとして米国において3-D Matrix, Inc.（現連結子会社）設立
2003年4月	米国3-D Matrix, Inc.が、MITとの間で自己組織化ペプチド（＊）技術に係るライセンス契約を締結
2004年5月	自己組織化ペプチド技術の日本における事業化を目的として㈱スリー・ディー・マトリックス・ジャパンを設立
2007年10月	米国3-D Matrix, Inc.を子会社化
2008年3月	商号を㈱スリー・ディー・マトリックスに変更
2010年8月	第一種医療機器製造販売業許可を取得
2011年10月	大阪証券取引所（現東京証券取引所）JASDAQ（グロース）に株式を上場
2012年4月	フランスに、当社100%出資の子会社として3-D Matrix Europe SAS.を設立
10月	医療機器の品質マネジメントシステムのための国際標準規格「ISO13485」を取得
2014年1月	欧州において吸収性局所止血材のCEマーキング指令適合認証を取得
2015年2月	米国において創傷治癒材の市販前届出510(k)（＊）承認を取得
2016年1月	オーストラリアにおける吸収性局所止血材の医療機器製品登録承認を取得
2017年4月	中国でのライセンス許諾契約を締結
2018年10月	欧州における吸収性局所止血材の後出血予防材の適応追加の承認の取得
2019年4月	米国における耳鼻咽喉科領域の癒着防止材兼止血材の製造販売承認を取得
6月	FUJIFILM Europe B.V.と消化器内視鏡分野において吸収性局所止血材の欧州全域における独占販売契約を締結
9月	オーストラリアにおける吸収性局所止血材の後出血予防材の適応追加の承認の取得
2020年7月	日本における吸収性局所止血材の製造販売承認を取得
9月	医薬品販売業許可を取得
2021年3月	高度管理医療機器販売業・貸与業許可を取得
5月	日本における粘膜隆起材の製造販売承認を取得
6月	米国における吸収性局所止血材の市販前届出510(k)承認を取得
2022年4月	米国における粘膜炎症の創傷治癒材の市販前届出510(k)承認を取得
	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所JASDAQ（グロース）からグロース市場に移行
2024年5月	欧州における次世代止血材の製造販売承認を申請

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社7社で構成され、MITより自己組織化ペプチド技術に係る特許の独占的实施権の許諾を受けて、同技術を基盤技術とした製品の研究開発・製造・販売を実施することを目的とした医療製品事業を行っております。

当社グループは、医療製品事業の単一セグメントであり、医療製品開発・販売で構成されております。その内容は以下のとおりです。

(医療製品事業の構成)

区分	内容
医療製品開発・販売	自己組織化ペプチド技術を基盤技術として外科領域・組織再生領域・DDS領域において医療機器及び医薬品の研究開発を行う事業です。 主要な開発パイプラインとしては、外科領域では吸収性局所止血材、粘膜隆起材、後出血予防材、癒着防止材を有しており、組織再生領域では創傷治癒材、歯槽骨再建材、DDS領域では核酸医薬等のためのDDSを有しています。

(1) 自己組織化ペプチド技術の特徴

当社グループの基盤技術となっている自己組織化ペプチド(＊)のうち最も開発が先行し複数の製品を上市しているペプチドRADA16は、体を構成するアミノ酸(＊)であるアルギニン(R)(＊)、アラニン(A)(＊)、アスパラギン酸(D)(＊)からなる(RADA)の繰り返し配列である16残基のペプチド(＊)であり、このペプチドを溶解した水溶液はpH(＊)が酸性から中性になると速やかにゲル化(＊)する性質を有しています。具体的には、分子同士が繊維状に結合(自己組織化)してナノファイバーを形成し、そのナノファイバーが絡み合うことでゲル化します。形成されたゲルは生体内で細胞が培養される環境に近く、コラーゲン等の細胞外マトリックス(＊)に似た網目構造をしています。

自己組織化ペプチドは、生物由来の原材料を含まず化学合成により生産されることから、生物由来の原材料から生じるウイルス等の感染や未知の成分の混入の可能性がないため安全性が高く、ほぼ均一の品質で大量生産が可能な点が特長として挙げられます。自己組織化ペプチドは、これまでに実施したADME試験(＊)において、特定の臓器に蓄積されることなく、生体内のタンパク質と同様にタンパク質分解酵素(＊)により分解され、30日程度で体外に排出されることが確認されています。

(2) 医療製品開発

医療製品開発は、自己組織化ペプチド技術を基盤技術として外科領域、組織再生領域、DDS(＊)領域において医療機器及び医薬品の開発を行う事業です。

主要な開発パイプラインのうち、外科領域では吸収性局所止血材・粘膜隆起材・癒着防止材、組織再生領域では歯槽骨再建材・創傷治癒材についてはそのいずれについても、医療機器として自ら開発し製造販売承認を取得する方針ですが、地域によっては薬事規制、市場動向、当社グループのリソース等を勘案して現地企業等と提携することでの製品化も実施していく方針です。販売についても製品、地域に応じて、代理店を通じての直接販売及び販売パートナーに対する販売権許諾の双方の戦略を適切に選択しあるいは組み合わせていく方針です。DDS領域では、自己組織化ペプチドを薬剤の担体(＊)とし、各薬剤と組み合わせた製品化に向け取り組んでおりますが、医薬品として開発することとなる可能性が高く当社独自で薬剤や治療物質について技術を取得するには時間を要することからも、製薬会社等に技術供与(ライセンス)を行うことによりロイヤリティー等のライセンス収入の獲得を目指してまいります。

その他当社グループでは、大学等の研究機関とのMTA契約(＊)及び共同研究契約に基づく共同研究によって、自己組織化ペプチドを基盤とした応用技術の獲得に取り組んでいます。

A 各領域及び各パイプラインの概要

(A) 外科領域

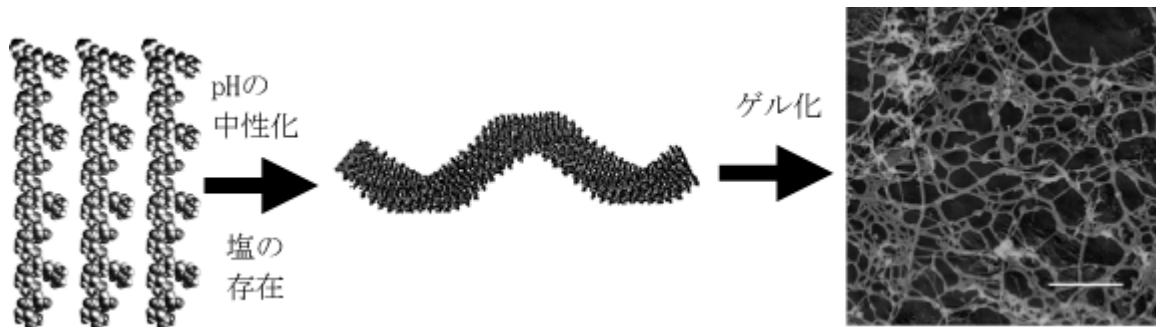
当社は、外科領域において、吸収性局所止血材、粘膜隆起材、癒着防止材の開発パイプラインを有しています。

a) 吸収性局所止血材

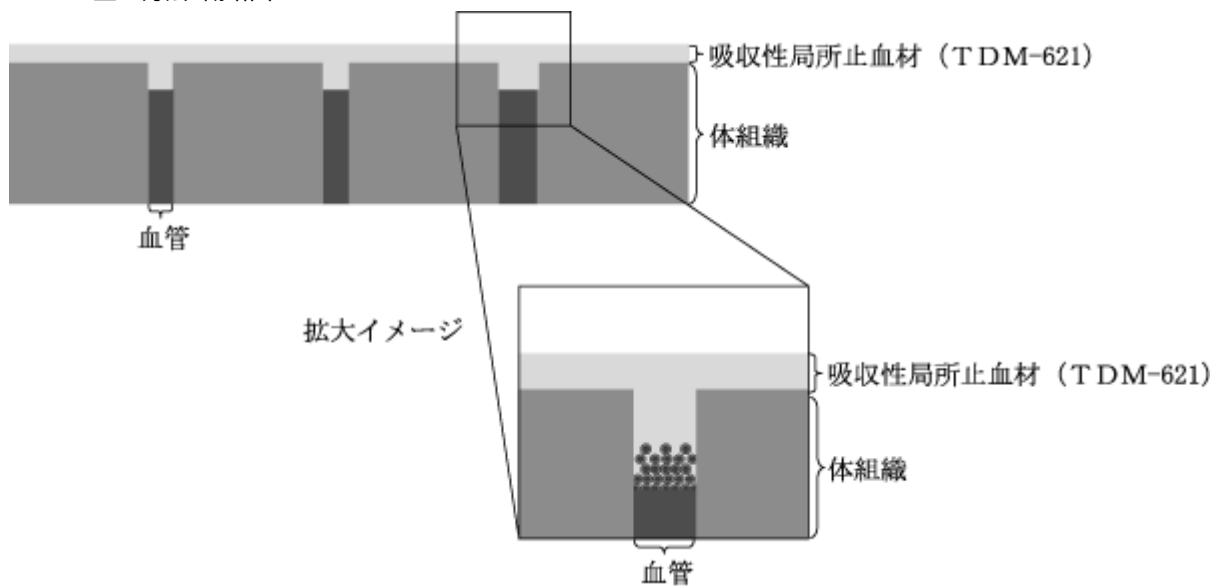
当社は、自己組織化ペプチドであるRADA16を基に、出血部に塗布して用いる外科手術用の吸収性局所止血材（開発コード：TDM-621）（以下「TDM-621」という。）の開発を進めています。RADA16の水溶液は、血液等の体液と接触するとpHが中性化され、自己組織化してナノファイバーを形成しゲル化します。ゲルは体組織との接触面を隙間なく被覆し、被膜が形成されて表面皮膜及び血管浅部を物理的に閉鎖し、血管深部では血液凝固が生じることで止血されます。

<自己組織化ペプチドのゲル化形成>

自己組織化前のペプチド分子



<止血方法 概略図>



TDM-621は、RADA16の水溶液をシリンジに無菌充填したプレフィルドシリンジ（＊）形態で、ブリスター包装（＊）された製品であるため、手術現場では、パックを開封してすぐに使用することが可能であること、使用前の調製の必要がない等、適用量が調整しやすく操作性に優れていることといった特長を有しています。また、澄明な液体形状であることから術野を妨げることがなく、カテーテルや組織の狭部への適用も容易です。

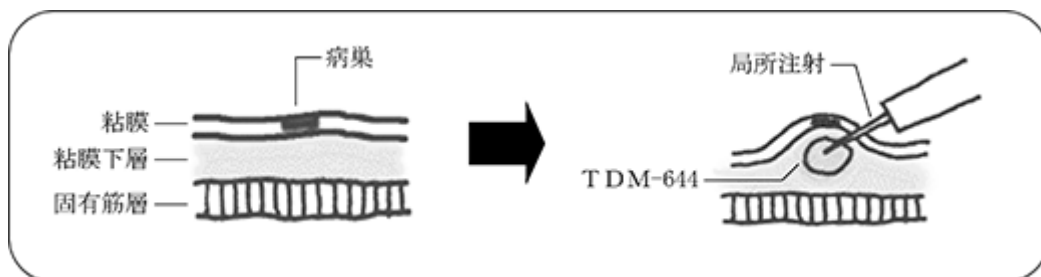
既存の止血剤製品群（＊）は、糊状・シート状・粉末状等の形状がありますが、主として糊のように機能して接着することにより止血効果を得るものであるのに対し、TDM-621は物理的に表面皮膜及び血管浅部を閉鎖して止血するものであるため、既存製品と異なり接着による待ち時間、圧迫による圧着時間を短縮することが可能です。また、既存製品は、一度組織に接着すると除去が困難であるのに対し、TDM-621は、余剰部分を生理食塩水により洗い流すことで容易に除去することができ

ます。既存製品の多くは、フィブリノゲン（＊）等の人や動物の血液から生成又は動物の皮膚から生成したコラーゲン等を原材料としており、これらの原材料から生じるウイルス感染等のリスクは完全には否定できないことから、生物由来製品又は特定生物由来製品として指定されており、医療現場においては、患者（又はその家族）への適切な説明、使用記録の作成と保管、感染症等情報の報告等における管理体制の厳格化が要請されます。これに対してTDM-621は、生体内に存在するアミノ酸を化学的に合成したもので生物由来の細胞、組織等を原材料として含まないため、これらの原材料から生じるウイルス等の感染や未知の成分の混入によるリスクがありません。また、生物由来製品又は特定生物由来製品に求められるプロセスが不要なため、TDM-621は患者と医療従事者の負担の軽減にも貢献できるものと考えられます。

b) 粘膜隆起材

当社は、自己組織化ペプチドを基に、消化器内視鏡治療による胃癌や食道癌等の粘膜切除術や粘膜下層剥離術（＊）において、腫瘍部位の粘膜隆起を形成する内視鏡用粘膜下注入材（＊）（開発コード：TDM-644）（以下「TDM-644」という。）の開発を進めています。胃や食道等の早期癌治療において行われる内視鏡による粘膜切除術や粘膜下層剥離術では、粘膜下層に生理食塩水や内視鏡用粘膜下注入材を病変部の粘膜下層に注入し、病変部を隆起させ、隆起させた根元部分に細いワイヤーをかけて締めた上で高周波を流して焼き切り（内視鏡的粘膜切除術）又は隆起させた病変部を粘膜下層の深さで電気メスにより引き剥がし（内視鏡的粘膜下層剥離術）、病変部を取り除きます。この病変部を隆起させるために用いられる内視鏡用粘膜下注入材として開発しているのがTDM-644であり、血液等の体液と接触することで中性化しゲル化する特徴から、必要な隆起を形成するとともに、副次的には止血効果も有することが動物実験により確認されています。

< 粘膜隆起方法 概略図 >



c) 後出血予防材

当社グループにおいては、TDM-621について治療後に起こる後出血について医療機器としての承認を得るべく開発を進めています。治療時に後出血が生じると、再手術が必要となることから患者及び医療機関双方の負担が大きく、強いニーズがあります。消化器内視鏡治療における出血はおおよそ5%程度であるのに対し、治療後に後出血が懸念されるリスクの高い患者・手技はおおよそ30%あるとされており、本適応の追加により当社製品が獲得可能な市場は数倍に拡大する可能性があります。

d) 次世代止血材

RADA16とは異なる、当社が独自に開発した新規ペプチド配列を用いた開発品です。現在の止血材より止血効果に優れ、原価を大幅に削減できる等の優位性があることから、将来的に主力製品として市場に供給すべく開発を進めてまいります。

e) 癒着防止材

RADA16について、止血材だけではなく、癒着防止材、創傷治癒材としての開発も進めております。米国においては、耳鼻咽喉科領域において既に販売を開始しておりますが、今後、はるかに大きな市場が存在する産婦人科等の領域に適応拡大をすべく、日本と欧州双方で医師主導治験の準備を進めております。

(B) 組織再生領域

自己組織化ペプチドは、細胞の増殖を支える細胞外マトリックスに似た物理構造を有することから、当社グループでは、組織再生領域において創傷治癒材、歯槽骨再建材を開発パイプラインとして有しております。また、当社グループは、当該パイプライン以外に、歯槽骨以外の骨の再建、軟骨・腱の再生、心筋の再生等に関する研究を行っております。

a) 消化管の創傷治癒材

当社グループは、直腸における粘膜炎により損傷した粘膜組織に塗布することで粘膜組織上に保護膜を形成し、二次炎症の防止や痛みの軽減に加え創傷治癒に最適な湿潤環境を維持する創傷治癒材を開発しております。

b) 皮膚における創傷治癒材

当社グループは、皮膚（表皮、表皮・真皮）からの出血を迅速に止血する局所止血材、皮膚の創傷部の創傷治癒に適切な湿潤環境を維持する、創傷治癒材（開発コード：TDM-511）（以下「TDM-511」という。）を開発しております。

c) 歯槽骨再建材

当社グループは、歯周病による歯槽骨の退行で歯が脱落した場合等に、インプラント術前にインプラント固定に十分な骨量を確保するために行う歯槽骨再建術において、骨再生のための足場材（*）となる製品（開発コード：TDM-711）（以下「TDM-711」という。）の開発を行っています。

ゲル化された自己組織化ペプチドは、ナノファイバーによる3次元構造が維持され、生体内で細胞が増殖する環境に近く、生体組織の再生をサポートする特性を有しています。TDM-711は、骨量不足箇所に充填されると、かかる特性により足場材として骨再生を促進します。米国でのインプラント治療における歯槽骨再建術では、代替骨を用いる施術も少なくなく、自家骨（*）や他家骨（*）、人工骨を用いた再建術が行われていますが、当社グループは、他家骨や人工骨を用いた再建術において、その生着を高めるためにTDM-711を用いることの開発を進めております。

(C) DDS領域

当社は、DDS領域において、自己組織化ペプチドをDDSにおける薬剤や治療物質のキャリア担体として活用するための研究開発を行っており、bFGF（*）・PDGF（*）等のタンパク質の徐放においても複数の有効性試験を実施しております。中でも、ハイドロゲルを形成する自己組織化ペプチドとは異なり界面活性（*）作用を持つペプチド（A6K（*））については、溶液中でナノチューブを形成する性質を有するため、当社は、癌細胞へのsiRNA（*）の導入試験において、かかる性質を活かし、ナノチューブに内包された形で癌細胞膜透過性をもたらし、導入効率を高めていく研究を行っております。

B 医療製品の開発プロセス

当社グループが自社による開発や製造販売承認取得を目指している医療製品の多くは、医療機器に分類されます。

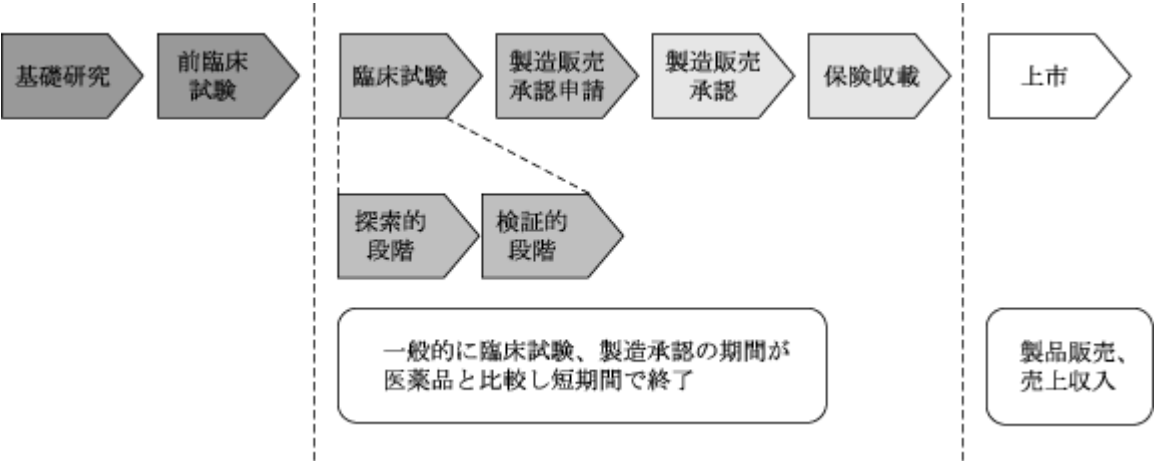
新たに医療機器や医薬品を開発する場合、その開発プロセスは、基礎研究、前臨床試験、臨床試験、製造販売承認申請という基本的な流れは共通ですが、医薬品の場合には臨床試験が多段階に設定されており、一般に試験を行うことが要求される対象例や症例数が多く、医薬品の開発プロセスは長期にわたります。

医薬品の開発プロセスでは、臨床試験の試験相が第 Ⅰ相まで（第 Ⅰ相・第 Ⅱ相で少数の健康人や患者に対して投与し安全性や有効性の評価を行い、第 Ⅲ相で多数の患者に投与し、安全性や有効性の確認・実証を行う）に分かれるのに対し、当社グループが開発している医療機器では1つの相で比較的短期間に臨床試験が実施されます。

当社グループでは、現在、外科領域における吸収性局所止血材・粘膜隆起材・癒着防止材、組織再生領域における創傷治癒材・歯槽骨再建材を医療機器として開発し、当社グループ自ら製造販売承認を取得しています。なお、DDS領域における自己組織化ペプチド薬剤の担体については、医薬品としての開発となる可能性が高いこと、また、当社独自で薬剤や治療物質についての技術を取得するには時間を要すること等から、主

に大手製薬企業への技術供与（ライセンス）を行うことでロイヤリティー等のライセンス収入の獲得を目指します。

当社の医療機器の研究開発プロセスの概要は以下のとおりです。

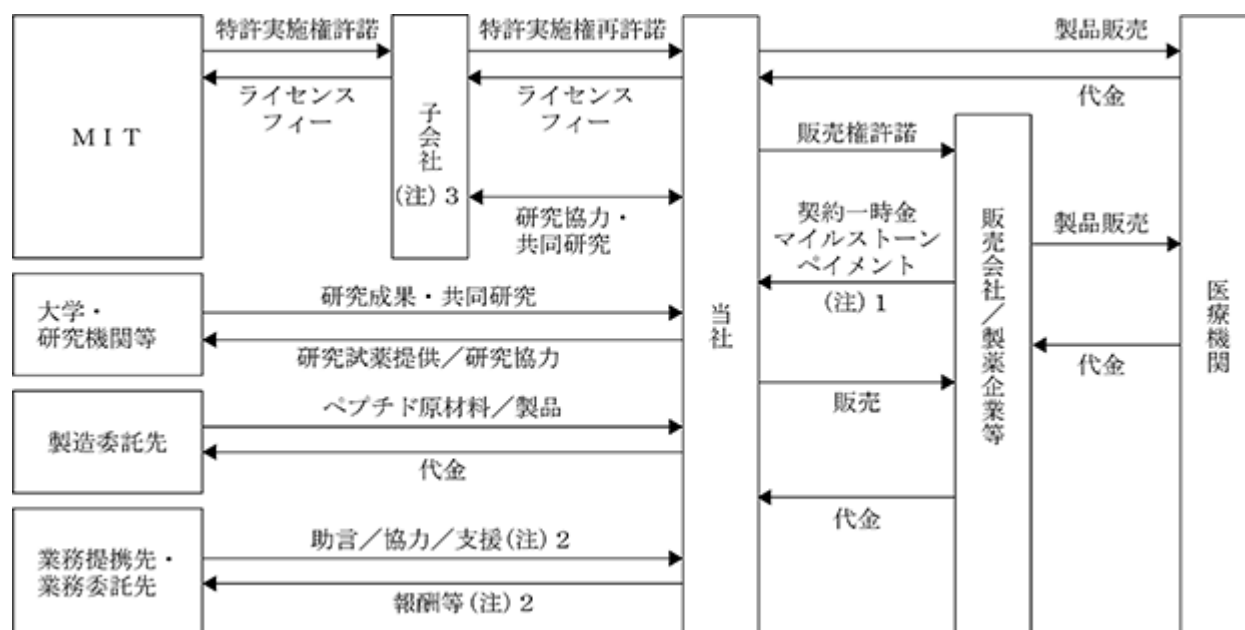


各プロセス	内容
基礎研究	当社技術が適用可能で医療機器として開発可能なアプリケーションの探索及び製品スペックの最適化を行う。
前臨床試験	医療機器としての条件を満たす安全性、有効性を動物実験により検証を行う。
臨床試験	患者に対する医療機器の安全性、有効性について検証を行う。
製造販売承認申請	厚生労働省 / PMDA、米国のFDA等の各国の許認可審査機関へ製造販売承認の申請を行う。
製造販売承認取得	厚生労働省 / PMDAや各国の許認可審査機関から製造販売承認を得る。
保険収載	各健康保険の適用が可能な償還価格（＊）を得る。
上市	医療機器製品として製造及び販売を行う。

C 医療製品開発の事業体制

当社グループでは、小規模・少人数の組織体制で医療製品開発を効率的に進めるため、外部機関を有効に活用して事業を遂行しています。研究開発においては、当社グループがMITから独占の実施権を得ている自己組織化ペプチド技術を基盤技術として、大学・研究機関等とMTA契約又は共同研究契約を締結し共同研究等によって応用技術の獲得に取り組んでいます。

当社グループにおける基本的な医療製品事業の流れは以下のとおりです。



- (注) 1 契約一時金は提携契約締結時に収益となるものであり、マイルストーンペイメントは開発過程において提携契約に定める一定の段階を達成した場合に収益となるものです。
 2 業務委託先とは受託臨床試験機関（以下「CRO」という。）や薬事アドバイザー等です。
 3 連結子会社である3-D Matrix, Inc.であります。

D MITとのライセンス契約について

当社が開発・販売している製品の基盤となる自己組織化ペプチド技術は、MITの研究者の発明によるものであり、MITは、かかる技術に関連する技術を多数有しています。当社子会社は2003年4月にMITとの間で Exclusive Patent License Agreementを締結し、MITから、全世界における医療・生命科学・美容の分野にかかる同特許の独占的実施権（再許諾権付）の許諾を受け、また、当社は2004年10月に当社子会社との間で License and Supply Agreementを締結し、当社子会社からアジア地域における同分野にかかる同特許の実施権の再許諾を受けています（なお、2007年10月の米国3-D Matrix, Inc.の当社子会社化に伴い、当社及び当社子会社は2009年4月に同契約について必要な改訂を行っております。）。なお、MITからライセンスを受けている特許以外にも、当社は、次世代の自己組織化ペプチドを独自に開発して、また、当社グループ独自に又は共同研究パートナーと共同で開発した自己組織化ペプチド技術を基盤とした応用技術に関し、当社グループ単独又は共同研究パートナーと共同で特許出願を行い、その中のいくつかについて特許登録を受けております。

(3) 製造

吸収性局所止血材の製造に関して、扶桑薬品工業株式会社との間での従前の製造受委託契約は一旦解消されましたが、改めて製造受委託契約を締結して継続して製造を委託しており、さらにドイツのPharmpure社との間で製造受託契約を締結し、同社における製造も開始しております。

(4) 販売

欧州においては、2019年にFUJIFILM Europe B.V.（以下「FUJIFILM」という。）と止血材の消化器内視鏡領域にかかる独占販売契約を締結し、同社において販売を開始しております。その他の領域については主に直販体制による販売を行っております。

米国、日本、オーストラリアにおいては、直販体制による販売を行っております。

(用語解説)

用語	意味・内容
自己組織化ペプチド	生理的条件下（中性pH、塩の存在）に置くと、ペプチド分子同士が規則的に集合し、ナノファイバーを形成するペプチド群。
510(k)	既存の医療機器と同等の機能を有する医療機器の登録制度。
アミノ酸	同一分子内にカルボキシル基(-COOH)とアミノ基(NH ₂)を有する化合物。
アルギニン(R)	タンパク質を構成する塩基性アミノ酸の一種。ヒトの非必須アミノ酸であり、天然に存在し食物では肉類・大豆・牛乳に多く含まれる。 略号はR又はArgで表記される。
アラニン(A)	タンパク質を構成する中性アミノ酸の一種。ヒトの非必須アミノ酸であり、天然に存在し食物では肉類・大豆・牛乳に多く含まれる。 略号はA又はAlaで表記される。
アスパラギン酸(D)	タンパク質を構成する酸性アミノ酸の一種。ヒトの非必須アミノ酸であり、天然に存在し食物では肉類・大豆・牛乳に多く含まれる。 略号はD又はAspで表記される。
ペプチド	アミノ酸が2個以上結合した化学物質（結合するアミノ酸の数によってジペプチド、ポリペプチド等とも呼ばれる）。
pH	酸性、アルカリ性を表す指標（水素イオン濃度）。
ゲル化	液体的な柔軟性を持ちつつ、個体のような弾力性を有する吸収性高分子素材であるゲルを生成すること。
細胞外マトリックス	細胞の外側にあるコラーゲン等の構造タンパク質、細胞の生着・増殖等を支える足場（Scaffold）材。
ADME試験	ADMEとはAbsorption（吸収）・Distribution（分布）・Metabolism（代謝）・Excretion（排泄）の頭文字をとった名称で、医薬品等が体内に服用されてから体外に排泄されるまでの経過のこと。ADME試験とは、体内にある薬又は同等物の体内での存在期間、排出過程を時間単位で追跡していく薬物の動態試験。
タンパク質分解酵素	タンパク質又はペプチドのペプチド結合を加水分解して、複数個のアミノ酸又はペプチドを生成する酵素であり、プロテアーゼ・ペプチダーゼともいう。
DDS	必要な薬物を必要な部位で必要な長さの時間、作用させるための薬物送達システム（工夫や技術）。Drug Delivery Systemの略称。
担体	吸着や触媒活性を示す物質を固定する土台となる物質。
MTA契約	研究試料供給契約をいう。研究試料（試薬、遺伝子や細胞、実験動物等）の提供を行うための契約で、その試料の取扱や権利、免責等について規定する。
プレフィルドシリンジ	治療等に必要である医薬品が注射器（シリンジ）にあらかじめ充填され、すぐに使用できる状態のもの。
ブリスター包装	片面に比較的堅い材質の板状のものを使う薬の包装や厚紙を台紙とし商品名等を印刷し、板状のプラスチックをバキュームフォーム等で成型し商品を囲み込み台紙に接着した又はスライド式着脱可能な包装のこと。
止血剤製品群	外科手術等で生じた比較的狭い範囲での出血を止めるために使用されるもので、外科手術等において止血用途で使用される止血剤や組織接着剤等を含めた広義の製品群。
フィブリノゲン	血液凝固因子の一つで、線維素性の血漿蛋白原。
粘膜下層剥離術	癌の周囲にヒアルロン酸等の薬液を注射し、十分な粘膜下膨隆を作った上で、さまざまな電気メスを用いて癌を少しずつ切りはがしていく早期胃癌や早期食道癌に対する比較的新しい手術方法。電気メスを用いて切り取るため、内視鏡的粘膜切除術とは異なり、切除する組織の大きさに制限がなく大きい病変を一括して切除することが可能。

用語	意味・内容
内視鏡用粘膜下注入材	内視鏡的粘膜切除術や内視鏡的粘膜下層剥離術を実施する際に、病巣部を取りやすくするために、病巣部を隆起させるために使用する生理食塩液やヒアルロン酸等のもの。
足場材	体内にあるコラーゲン等の細胞間マトリックスであり、細胞増殖のための足場となるもの。
自家骨	自分自身の骨。
他家骨	他人の骨。
bFGF	塩基性線維芽細胞成長因子。創傷時における線維芽細胞増殖や血管新生に関与する。
PDGF	血小板由来成長因子。主に間葉系細胞（線維芽細胞、平滑筋細胞、グリア細胞等）の遊走及び増殖等の調節に関与する。
界面活性	少量で液体の表面張力を低下させる物質。
A6K	自己組織化ペプチドの一種で、アミノ酸配列AAAAAAKであるもの。水溶液中で粒子径が約50 - 100nmのナノチューブを形成する。
siRNA	21 - 23塩基対から成る低分子二本鎖RNA。siRNAはRNA干渉（RNAi）と呼ばれる現象に関与しており、伝令RNA（mRNA）を分解することによって配列特異的に遺伝子の発現を抑制する。
償還価格	健康保険の給付対象となる医療機器等について、厚生労働省が定めた価格。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 3-D Matrix, Inc.	米国 マサチューセッツ州	1,932 千USドル	医療製品事業	100.0	製品の販売 研究開発業務 資金の貸付 役員の兼任 3名
3-D Matrix Europe SAS.	フランス共和国 リヨン市	3,060 千ユーロ	医療製品事業	100.0	製品の販売 製品の仕入 研究開発等の委託 資金の貸付 役員の兼任 2名
3-D Matrix Asia Pte. Ltd.	シンガポール共和国	500 千SGドル	医療製品事業	100.0	資金の貸付 役員の兼任 2名
3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd	オーストラリア連邦 ビクトリア州	0.1 千豪ドル	医療製品事業	100.0 (100.0)	製品の販売 役員の兼任 1名
3-D Matrix EMEA B.V.	オランダ王国 ハーフェルブ市	300 千ユーロ	医療製品事業	100.0	資金の貸付 役員の兼任 2名
3-D Matrix UK Limited	グレートブリテン及 び北アイルランド連 合王国 ロンドン市	10 千ポンド	医療製品事業	100.0 (100.0)	資金の貸付 役員の兼任 1名

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 「議決権の所有割合」欄の()内の数字は、間接所有比率であります。

3 当社の連結子会社であった3-D Matrix (Beijing) Biotechnology Co.,Ltd は、清算終了いたしました。

4 当社の連結子会社である3-D Matrix Medical Technology Limited は、2025年3月26日開催の取締役会において解散を決議し、2025年4月30日現在において清算手続中であります。

5 3-D Matrix, Inc.及び3-D Matrix Europe SAS.は、特定子会社であります。

6 事業収益(連結相互間の内部事業収益を除く)の連結事業収益に占める割合が10%を超えている会社は次のとおりです。

3-D Matrix, Inc.

事業収益	3,284,667	千円
経常利益	54,656	〃
当期純利益	48,240	〃
純資産額	4,682,191	〃
総資産額	1,829,190	〃

3-D Matrix Europe SAS.

事業収益	1,961,913	千円
経常損失()	951,355	〃
当期純損失()	953,277	〃
純資産額	9,372,355	〃
総資産額	1,998,011	〃

7 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の会社は次のとおりです。

3-D Matrix Asia Pte.Ltd.

純資産額	2,650,754	千円
------	-----------	----

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループは、医療製品事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

2025年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
医療製品事業	114

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

当社は、医療製品事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

2025年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
19	46.0	3.1	9,567

(注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は組織されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営方針

当社グループは、「バイオマテリアルによって医療の進展に貢献する」を企業理念とし、外科領域、組織再生領域等において製品開発を続け、グローバルな競争力を獲得することに努めてまいります。

(2) 経営戦略等

当社は、医療機器の開発企業として、製造販売承認を取得予定の製品の安定供給体制・販売体制の構築及び製品のグローバル展開を目指しており、国内外の適応拡大に向け経営資源を配置いたします。さらに、その他の各パイプラインや現在国内外の研究機関で応用研究が進んでいる次のパイプライン候補の事業化に注力いたします。

(3) 目標とする経営指標

当社グループは、医療機器や医薬品の研究開発投資を行う先行投資型企業であります。外科領域では吸収性局所止血材、後出血予防材、粘膜隆起材、癒着防止材等を開発しており、組織再生領域では歯槽骨再建材、創傷治癒材等の開発をしております。このパイプライン群を早期に製品化し、製品販売での収益確保が安定的な企業運営に繋がることから、事業収益を主要な経営指標に位置付けております（2026年4月期の製品販売による事業収益の計画は9,283百万円）。また、そのためには当社グループ内の基礎研究の共有や効率化を実施し、臨床開発等の研究開発費を効率よく管理していく必要があり、その観点からは研究開発費も重要な経営指標に位置付けております（2026年4月期における研究開発費の計画は951百万円）。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、医療分野を取り巻く現状を分析し、それらを踏まえた最善の事業戦略の策定及び推進実行に向けて、具体的には以下のような点が事業運営上の課題と認識しております。

事業収益拡大とコスト削減

当社グループは、主力製品である止血材について、欧州及びオーストラリアに続き、内視鏡先進国である日本及び世界最大の市場を有する米国においても、本格的に製品販売を開始しております。売上成長を最大化するために、各極において営業体制を確立・拡大し、相応の営業費用を投じてまいりましたが、短期的には奏功せず当連結会計年度も営業損失が継続する結果となりました。今後一時的には、当社止血材の優位性が高く、売上成長が確実に見込まれる消化器内視鏡領域に事業領域を絞り込み、他領域の営業体制は利益貢献が確実に見込まれる範囲内での活動に留めることで、マーケティング費用を含む営業経費を削減し、収益確保を最優先に進めてまいります。

研究開発に関しては、次世代止血材や粘膜炎の創傷治癒等の注力分野を除き、新規開発を一時的に中断し、注力分野においても、臨床試験を必要としない又は最小規模で実施できる等、グローバルで見ても最も有利な市場を選びながらコストと時間の最小化に努めております。

資金調達

当社グループの事業運営及び研究開発を進めるための十分な資金確保に向けて、米国においてバイオ業界への投資に多くの実績を有する投資ファンドのハイツ・キャピタル・マネジメント・インクに対し、2024年4月に第39回新株予約権を発行いたしました。これにより、当連結会計年度において、第39回新株予約権の権利行使により2,628,560千円を調達することができました。一方で、既発行の社債について早期償還条項の適用による一部償還により、2024年9月に第7回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち62,500千円を、2024年10月に第6回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち256,250千円を、2024年11月に第5回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち220,636千円を償還しております。

また、株式会社りそな銀行とコミットメントライン契約を締結しており、安定的な事業資金の確保に取り組んでおります。今後も引き続き、金融機関からの借入を含む様々な資金調達を検討し、継続的な財務基盤の強化に努めてまいります。

研究開発体制及び経営管理体制の強化

当社グループは、パイプラインの進展及び事業のグローバル展開に対応するため多様化するリスクを把握し、これに対処するための研究開発体制や経営管理体制の強化を経営課題と認識しております。

当社グループは、研究開発において小規模の体制で各規制当局の定める基準に準拠した体制を構築し、複数の製品開発を実施しております。今後、研究開発活動がさらに拡大、グローバル化した際にも必要な情報の収集を行い、社内規程の改訂や継続的社員教育等を通して、法令や規則の遵守のための活動を継続して行ってまいります。

また、当社グループは小規模組織ですがグローバルに拠点を展開しております。そのため、グループ全体での内部統制体制を確立することを目指し、統制項目や業務プロセスを検証し、リスクを洗い出し、それを最小化する取組を実施しております。今後も組織的な内部統制の構築を進めるとともに、組織間の牽制機能の強化やコンプライアンス体制の強化に向け取組んでまいります。

また今後も、上市製品の増大、事業展開エリアの拡大等、事業ステージに合わせて、十分な体制を維持すべく、事業計画に合わせた人員計画により、高度な専門知識・経験を有する国内外の人材確保や育成、外部リソースの積極活用に努めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

ガバナンス

当社グループでは、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めておらず、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続等の体制をその他のコーポレート・ガバナンスの体制と区別しておりませんが、当社グループが置かれている経営環境を踏まえ、サステナビリティに関連するリスク及び機会について、重要性に応じて識別・監視し、取締役会、監査役等に報告を行う体制としております。

詳細は、「第4提出会社の状況 4．コーポレート・ガバナンスの状況等（１）コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。本概要に基づきサステナビリティ関連のリスクの識別・監視をいたします。

戦略

当社グループでは、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連の戦略における、リスク及び機会に対処するための重要な取組は検討中であります。持続的な成長や企業価値向上のためには、人材が最も重要な経営資源であると認識しており、性別や国籍、人種等の区別なく優秀な人材を確保していくこと、社員への学びの機会の提供、新たなチャレンジを後押しする体制の整備に加え、社員の家庭環境等を考慮した働き方をサポートする体制づくり等を進めてまいります。

リスク管理

当社グループでは、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連のリスク管理における記載はいたしません。現状のリスク管理はリスク管理基本方針を定めており、管理体制を構築しております。

詳細は、「第4提出会社の状況 4．コーポレート・ガバナンスの状況等（１）コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。本概要に基づきサステナビリティ関連のリスクの識別・監視をいたします。

指標及び目標

当社グループでは、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連の指標及び目標の記載はいたしません。今後、現状把握を行った上で適切な指標の定義と目標設定を行い、その進捗管理に努めることで改善に取り組んでまいります。

3 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

当社グループとしては、必ずしも事業展開上のリスク要因に値しないと考えられる事項についても、投資判断上、重要と考えられるものについては、投資者への積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、これらのリスクを認識した上で、その回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式への投資判断は、本項及び本項以外の記載も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社グループに関連するリスクの全部を網羅したものではないことにご留意いただく必要があります。

なお、本文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

医療製品事業に関するリスク

A 医薬品医療機器等法等の法的規制に関する事項

当社グループが開発、販売している医療機器を含む医療製品については、研究、開発、製造、販売といった事業活動に対して各国において薬事に関する法令及び行政指導等並びに諸関連法令等による種々の規制（以下「薬事関連規制」という。）がなされております。

当社グループでは、薬事関連規制の遵守に努め、事業の進捗に合わせて社内の体制の整備に取り組んでおり、今後もこのような体制を維持・継続してまいります。薬事関連規制に変更があった場合等は、既に製造販売承認を受けて上市している止血材（以下においては止血以外の創傷治癒、癒着防止及び後出血予防の機能を合わせて有し又はこれらの機能を主たる機能とする医療機器も含め当社グループが製造販売承認を受けている医療機器を「本止血材」ということがある。）を含め、当社グループの医療製品の開発、販売に影響を与える可能性があります。また、本止血材については、上市した各国において製造販売に関する承認を得ておりますが、承認の申請に係る効能、効果又は性能が認められない等の事情が認められて、製造販売承認が取り消され、販売ができなくなる事となる可能性は否定できません。これらの事態が生じた場合、当社グループの医療製品の開発、販売に影響を与え、当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

B 収益の不確実性に関する事項

本止血材は外科手術や消化器内視鏡領域において幅広く使用されて止血性能について高い評価を得、手術件数や適応症例数も安定的に推移しており、今後も安定した需要が見込まれます。また、生物由来品である既存製品と異なり、人工合成物であり安全性が高い本止血材は、既存製品と十分差別化できるものと考えております。しかしながら、医療製品業界においては、激しい競争状況の下、国際的な巨大企業を含む多くの企業、研究機関等により、開発が行われ、技術は常に進歩しています。従って、外科手術や消化器内視鏡領域をめぐる技術の大幅な変化や、当社グループの医療製品の性能を上回る性能の競合製品が市場に登場する等により、当社グループの医療製品の売上が減少する可能性は否定できません。この場合、当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

C 保険制度の変化による収益の不確実性に関する事項

本止血材は、複数の国において保険収載されております。しかし、今後、保険制度の変更がなされたり又は本止血材について保険収載が取り消されたりもしくは保険償還価格の変更がなされる可能性は否定できません。これらの事態が生じた場合、本止血材を含む当社グループの医療製品の販売に影響を与えられ、ひいては当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼすこととなる可能性があります。

D 開発のプロセスに関する事項

医療製品の開発は長期間にわたり相当な費用が必要であるのに対して、その成功の比率は高いものではありません。現在開発を行っている製品を含め、当社グループが開発する医療製品の開発が成功しなかった場合には、当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

E 特定の契約先からの事業収益への依存に関する事項

欧州での本止血材の販売についてはFUJIFILMへの依存度が高くなっております。今後、FUJIFILMとの契約が解除その他の理由で終了した場合には、当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼすこととなります。

F 重要な契約に関する事項

当社グループの事業展開上、重要な契約が解除された場合、不利な契約改定が行われた場合や契約期間満了後に契約が継続されない場合は、当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

G 製造・販売・在庫に関する事項

当社グループは、主要原材料であるペプチドを十分な品質を担保して調達すべく、複数社に対し製造を委託しています。また、本止血材の製造に関しては、扶桑薬品工業株式会社に加え、ドイツのPharmapur社との間でも製造委託契約を締結し、複数の製造拠点に基づく安定した製品供給体制を構築しております。

このように、当社グループでは、本止血材の製品供給体制を強化するため、バックアップ体制の構築に取り組んでおりますが、本止血材を含め、当社グループの医療製品について、想定外の事故等も含めペプチドを含む原材料及び各種構成部品の供給、委託製造の遅れが生じる事態になった場合には、当社グループの財政状況や経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

また、製品販売が計画どおりに進まず、過剰な原材料を保有することになった場合には、原材料等の評価損計上等当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

H 製造物責任等に関する事項

医療製品の設計、開発、製造及び販売には、予期せぬ副作用による健康被害のリスク及び製造物責任のリスクが内在しております。

当社グループにおいては、製品の基礎となる自己組織化ペプチド技術を利用した本止血材について、ヒトでの臨床試験を各国において実施済みであり、因果関係を否定できない重篤な不具合及び副作用等の有害事象は検出されておられません。また、当社グループが各国において販売を行っている本止血材について、有害事象の報告はありません。しかしながら、今後、本止血材を含め、当社グループが開発した医療製品の予期せぬ副作用により患者に健康被害を引き起こす可能性は否定できません。また、副作用による健康被害以外に設計、開発、製造、販売において不適当な点が発見された場合には、当社グループが製造物責任を負う可能性があることは否定できません。当社は、全世界を対象地域とする製造物責任賠償保険に加入しておりますが、これらの事態が生じた場合には、販売中止、製品回収、損害賠償責任の負担等により当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、このような事例において製造物責任等に基づく損害賠償請求がなされた場合、結果として当社グループの責任が否定されたとしても、損害賠償請求への対応について相当の費用、労力及び時間がかかる可能性があり、さらに、損害賠償請求等がなされたこと自体によるネガティブ・イメージにより、製品に対する信頼、ひいては当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

I 大規模災害等に関する事項

当社グループは、グローバルで事業展開をしておりますが、地震、火山噴火、津波等の大規模災害、COVID-19やその他感染症によるパンデミックといった大規模災害が、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。このため、大規模災害を想定した訓練及び必要な対策を継続実施するとともに、当社の事業活動の継続や従業員の衛生・健康・安全の確保のために必要な対応を適時適切に行うこととしております。

特に、COVID-19の大規模感染により、医療機関への訪問の制限、移動制限等による営業活動の抑制、本止血材を使用する手術の延期等により本止血材の販売に対して相当の影響を受けました。現時点の感染状況下ではかかる影響はほぼ見られないようになっておりますが、新たな株の発生等により再度感染状況が悪化した場合には、本止血材の販売に影響を受ける可能性があります。今後も当社グループが事業を展開する各国の医療業界の影響を注視し、万が一当社グループが事業を営む地域において甚大な影響がある場合は、必要な対応を図ってまいります。これらの事態の状況によっては当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権・訴訟等に関するリスク

A 特許の取得状況等に関する事項

当社グループは、自己組織化ペプチド技術にかかる物質特許及び当該物質特許を利用した基本的な用途特許（以下、これらを併せて「基本特許群」という。）につき、当社子会社がマサチューセッツ工科大学（以下「MIT」という。）より独占的实施権（再許諾権付）の許諾を受け、当社が当社子会社より実施権の再許諾を受けており、また、当社グループにて特許出願しております。

当社は、MITを権利者とする自己組織化ペプチド特許（出願国：米国）について、自己組織化ペプチド応用技術に係るMIT出身の研究者により設立されたバイオベンチャー企業であるARCH Therapeutics, Inc.社（以下「Arch社」という。）との間で非独占的なサブライセンス契約を締結しておりました。しかしながら、Arch社の現在の事業展開の進展状況より、現時点において当社グループと競合するおそれは低いものと考えておりますが、将来的な競合の可能性は否定できません。

また、Arch社は、止血材を用途とする一部の自己組織化ペプチド（主に当社も用いているRADA配列）に関する特許について、MITから独占的实施権の許諾を受けております。当社の独占的实施権との間で調整が必要となる可能性があります。従前、Arch社からかかる権利に関して当社に対して働きかけ等があったことはありません。MITのライセンス方針は技術の広がりを目としており、MITはライセンサー同士の争いは好まないため、当社は、かかる調整の必要が生じた場合には、MITから何等かの支援が得られるものと従前理解しており、現在もそのとおり理解しております。しかし、かかる調整をMIT自ら行うことについて書面で確約することについては消極的な姿勢が示されたことから、今後、当社自らかかる調整を行う必要が生じる可能性は否定できません。

基本特許群は、自己組織化を起こしハイドロゲルを形成する主なペプチド群をカバーしており、国、地域によりばらつきはあるものの、日本においては既に登録済となっております。しかしながら、基本特許群のうち、現在登録に至っていないものについては、最終的に登録に至らない可能性があり、その場合には当社グループの将来の事業を完全に保護することができない可能性があります。また、当社グループの事業を包含するバイオマテリアル関連産業においては、日々研究開発活動が繰り広げられており、当社グループの技術を超える優れた技術が開発されることにより、基本特許群の技術が淘汰される可能性は否定できません。

また、当社グループは基本特許群を用いて多数の研究機関と応用技術にかかる共同研究を行っており、主要なパイプラインに関するもの以外についても既に複数の用途特許について共同出願しておりますが、全ての特許について登録に至るとは限りません。これらの特許が成立しなかった場合、当社グループの将来の事業を完全に保護することができない可能性があります。

B 訴訟等に関する事項

当社グループは、第三者の知的財産権に関する調査を随時行っており、自己組織化ペプチド技術を用いた製品開発を行う限りにおいて、当社グループに対して上記のArch社のMITの特許由来の権利に関連する事例以外は、第三者の特許権等の知的財産権侵害を理由とする訴訟が提起される可能性は極めて低いと考えております。また、本報告書提出日現在において、当社グループと第三者との間で訴訟が発生し又は第三者から知的財産権侵害の主張を受けたという事実もありません。しかし、当社グループは、今後多岐に渡る事業展開を考えていることから、かかる知的財産権侵害の問題を完全に回避できない可能性があります。将来、当社グループの事業活動が第三者の知的財産権を侵害しているとして損害賠償請求等の訴訟を提起された場合には、損害賠償責任を負う可能性があることに加え、解決に多大な時間及び費用を要するおそれがあり、当社グループの事業戦略、財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、知的財産権以外にも事業活動に付随するその他の訴訟を提起される可能性があり、訴訟等の内容及び結果によっては、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、このような事例において結果として当社グループの責任が否定されたとしても、知的財産権侵害等に基づく損害賠償請求がなされたこと自体によるネガティブ・イメージにより、製品又は当社グループに対する信頼に影響が生じ、ひいては事業活動に影響を与え、当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

経営成績、財務状況等に関するリスク

A 業績の推移に関する事項

当社グループの主な事業収益は、本止血材の上市以前は販売提携契約に基づくマイルストーン収益であり、上市後は本止血材の製品売上に基づく収益です。過去には本止血材の研究開発費用が先行して計上されてきたことに加え、現時点でも本止血材の営業体制確立等のために相当額の先行費用を計上しているため、2012年4月期を除き費用計上が事業収益を上回り、営業損失及び当期純損失を計上しております。このため、過年度の財務経営指標は、当社の業績期間比較及び将来の業績を予測する材料としては不十分な面があります。

B マイナスの利益剰余金を計上していることに関する事項

当社グループは、2025年4月期連結会計年度末においてマイナスの利益剰余金を計上しております。現時点において、本止血材の販売拡大に基づく早期の黒字化を計画しており、また今後の開発製品についても、医療機器として製造承認の取得を目指しており、医薬品と比べて開発に要する費用と期間は格段に少ないことを前提として早期の利益確保を目指しております。しかしながら将来において、事業計画どおりに事業が進展せず、当期純利益を獲得できない可能性及び利益剰余金がプラスとなる時期が遅れる可能性があります。

C 重要事象等に関する事項

当社グループは、継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると認識しております。当該状況を解消又は改善するための対応策を講じておりますが、継続企業の前提に重要な不確実性は存在するものと判断しており、これに伴い今後の資金調達がより困難になる可能性があります。当該状況を解消又は改善するための対応策は、「1.経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「(4)対処すべき課題」に記載しております。

D 税務上の繰越欠損金に関する事項

当社グループには、提出日現在において多額の税務上の繰越欠損金が存在しております。そのため繰越欠損金の期限が切れた場合には、課税所得の控除が受けられなくなります。そうした場合、通常の法人税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

E 資金繰りに関する事項

当社グループでは、今後もパイプラインの開発費用が先行して発生します。本止血材の販売拡大に基づく早期の黒字化に加え、事業提携やライセンスアウト等の契約の獲得、多様な資金調達等による資金確保に努めますが、事業計画どおりに事業が進展しない場合には資金不足となり、事業継続に重大な影響を与える可能性があります。

また、当社の資金調達に係る契約には財務制限条項や早期償還条項が付されているものが存在し、特定の条項に抵触した場合には、借入先金融機関又は社債権者の請求により期限の利益を喪失し、当社グループの財政状態及びキャッシュ・フローに重大な影響を与える可能性があります。

F 配当政策に関する事項

当社グループは、当期純損失を計上しており、利益配当は実施しておりません。また、2025年4月期連結会計年度末においても、2,501,245千円の当期純損失を計上しており、累積損失が処理された段階において財政状態及び経営成績を勘案しつつ利益配当についての方針を検討する所存であります。

組織に関するリスク

A 業歴が浅いことに関する事項

当社グループの主な事業収益は本止血材の売上に基づく収益ですが、本止血材の海外での販売を2015年4月期に、日本での販売を2022年4月期に開始しましたが、事業ステージはいまだ先行投資の段階にあり、期間業績比較を行うには十分な財務数値が得られません。このため、事業の特性を踏まえると、過年度の経営成績だけでは、今後の業績を予想する材料としては不十分な面があります。

B 小規模組織に関する事項

当社グループは2025年4月末日現在、親会社で取締役6名、監査役3名、従業員19名の計28名体制、子会社で

取締役9名（内3名は親会社役員が兼務）、従業員95名の計114名体制の小規模組織であります。当社グループでは、業務遂行体制の充実に努めておりますが、小規模組織であり、内部管理体制も規模に応じたものとなっております。当社グループでは、今後の事業拡大に向け組織体制の一層の充実を図ってまいりますが、適切な組織体制の構築ができない場合には、経営効率に影響を及ぼす可能性があります。一方、急激な規模拡大は固定費の増加につながり、当社グループの財政状態と経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

C 特定の人物への依存に関する事項

当社グループの事業推進者は、当社代表取締役である岡田淳であります。前代表取締役より経営戦略、開発戦略の決定、事業計画の策定、管理業務における責任を承継しており、グループの経営推進者として大きな影響力を有しております。このため、当社グループでは過度に依存しない体制を構築すべく、経営組織の強化を図っておりますが、当面は依存度が高い状態で推移すると見込まれます。そのため、代表取締役が何らかの理由で業務を継続することが困難になった場合には、事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

D 人材の確保及び育成に関する事項

当社グループの競争力の核は研究開発力、事業企画力、医療関係者に対する提案力にあるため、専門性の高い研究者等の人材の確保が不可欠であり、また、事業拡大を支えるために営業、製造、内部管理等の専門人材も必要となってきております。当社グループでは、優秀な人材の確保及び社内人材の育成に努めておりますが、人材の確保及び育成が計画どおりに進まない場合には、当社グループの財政状態と経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

E 情報セキュリティに関する事項

当社グループの事業推進において、情報ネットワークの維持は極めて重要であり、また事業上の機密情報や個人情報等を保有しているため、情報ネットワークの構築、運用に当たっては十分なセキュリティの確保に努めております。さらに、2024年4月期に送金詐欺による資金流出被害が生じたことを受けて、専門機関の助言を仰ぎながら必要な再発防止策を実施しております。しかしながら、外部からのサイバー攻撃や不正侵入のほか、情報機器の不具合やシステム障害等の不測の事態により、情報の漏洩、重要データの改ざん又は破壊、システム停止等が生じた場合には、事業活動の停滞又は遅延を招く可能性があり、当社グループの財政状態と経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

その他

A 調達資金の使途に関する事項

当社は、増資等による調達資金の使途については、調達時の方針どおり、研究開発資金、止血材の原材料調達及び事業運営費用等に充当しておりますが、環境変化による予測不可能な技術革新や研究開発活動の長期化等投資効果をあげられる保証はありません。このような場合、投資家の期待している収益に結び付かない可能性があります。

B 新株予約権の行使による株式価値の希薄化に関する事項

当社は役職員向けにストック・オプション制度を採用しております。また、主に止血材の原材料調達及び事業運営費用等として投資ファンドのハイツ・キャピタル・マネジメント・インクに対して第6回及び第9回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第36回新株予約権を発行しております。これらの発行済の新株予約権が全て行使された場合の潜在株式数は、合計25,956,109株（2025年6月末日現在、但し第9回無担保転換社債型新株予約権付社債については2025年7月10日現在）となり、この潜在株式数と当社の発行済株式数112,277,276株（2025年6月末日現在）とを合計した数138,233,385株に対し18.8%を占めております。

これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

また、当社は今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブを継続して実施していくことを検討しております。従って、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値はさらに希薄化する可能性があります。

C 為替に関する事項

当社グループの取引のうち、自己組織化ペプチド技術製品の原材料の製造委託及び海外での製品販売について

は、主に外貨建での決済が行われておりますが、当社グループにおいては特段の為替リスクヘッジは行っておりません。そのため、予想以上に為替相場の変動が生じた場合には、当社グループの業績はその影響を受ける可能性があります。今後は、為替リスクを回避する方策については、その得失に鑑みて、その可否を含め検討してまいります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の概要

経営成績の分析

[表1] 事業収益及び営業損益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	当連結会計年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	前期比
事業収益	4,588	6,934	+51.1%
売上総利益	3,086	4,424	+43.4%
営業損失()	2,117	1,156	—

当社グループは、米国Massachusetts Institute of Technology（マサチューセッツ工科大学）の研究者の発明による自己組織化ペプチド技術を基にした医療製品の開発・製造・販売を行っております。

現時点では日米欧3極においてそれぞれ複数の製造販売承認を取得しており、主に吸収性局所止血剤を中心にグローバルに販売活動を行っております。

[販売進捗の状況]

[表2] エリア別製品販売状況

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	当連結会計年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	前期比
米国	1,527	3,152	+106.4%
欧州	1,699	2,052	+20.7%
日本	901	1,234	+36.9%
オーストラリア	435	478	+9.9%
その他	24	15	-36.0%
事業収益合計	4,588	6,934	+51.1%

米国における製品販売は、3,152百万円となり前期比106.4%増となりました。消化器内視鏡領域においては、高い成長を維持しており四半期ごとに過去最高額を達成し計画を大幅に超えるトレンドが継続しております。既存顧客における製品販売額の伸びが進捗することに加え、新規顧客獲得数が想定以上のスピードで増加しており、市場からの大きな需要がうかがえる状況です。また、販売活動強化のため営業人員を拡大する施策も功を奏し、コストの増加分以上に事業収益の成長が進捗し、貢献利益()も継続的に拡大しております。耳鼻咽喉科領域においては、アピールポイントを止血から創傷治癒や癒着防止へ転換する戦略が引き続き効果を発揮し、貢献利益の黒字を継続化している状況です。これらの結果、米国子会社は当連結会計年度において、財務会計上の黒字化を達成しております。

欧州における製品販売は、2,052百万円となり前期比20.7%増となりました。主要製品である消化器内視鏡領域の止血材においては、一部代理店販売において営業力確保に想定よりも時間を要していることから、計画未達となっております。心臓血管外科領域に関しては、直販体制を見直し代理店による販売体制に回帰することで営業コストを削減し、貢献利益の拡大を図っております。耳鼻咽喉科領域及び泌尿器科領域においては、小規模の体制で販売を行っております。販売額は小さいものの、高い成長を記録しており計画を達成しております。

日本における製品販売は、1,234百万円となり前期比36.9%増となりました。新規顧客獲得に加え、既存顧客の製品使用量を増やす施策が奏功しており、引き続き高い成長と貢献利益の黒字拡大を達成しております。

オーストラリアにおける製品販売は、478百万円となり前期比9.9%増となりました。政府による民間保険価格の見直しによる製品販売価格の低下の影響を受けておりましたが、2024年7月時点で見直しも終結したとされております。主に価格低下の影響で販売額は計画を下回ったものの、販売本数は計画を上回っており成長を維持しております。

このような結果、当連結会計年度については、止血材の製品販売は米国で3,152百万円、欧州で2,052百万円、日本で1,234百万円、オーストラリアで478百万円を計上し、その他事業収益15百万円を含めると、事業収益6,934

百万円（前期比2,345百万円の増加）と前期比51.1%増となり、計画を上回る結果となりました。

貢献利益：売上総利益から営業費用を控除した数値

費用面に関しては、製品と原材料の評価損を計上したことにより、原価が一時的に増加しております。

製品の評価損としては、401百万円を原価に計上しております。主に欧州における消化器内視鏡以外の心臓血管/耳鼻咽喉科分野への拡販用製品が対象となっております。製品製造後、拡販活動に動いたものの市場立ち上げにはまだ時間を要すると判断し、消化器内視鏡分野への営業リソースの集中を実行したことから、製品の消費期限までの販売可能性を検討し評価損として計上いたしました。

原材料の評価損としては、218百万円を原価に計上しております。主に製品の原材料となるペプチドパウダーであり、ペプチド原材料のセカンドサプライヤーから仕入れたものが対象となっております。ペプチドパウダーに有効期限はないものの、仕入からの経過年数、当該サプライヤーからの品質保証の担保に時間を要すること等を検討し評価損として計上いたしました。

この結果、営業損失は1,156百万円と前連結会計年度より960百万円改善し、営業赤字の縮小を実現しております。

また、見込んでいた為替レートからさらに円高に進み（期首1ドル=156.92円→期末1ドル=142.57円）、為替差損が増加した影響から、経常利益以下は赤字が拡大しました。為替換算により大きく変動する可能性のある「子会社貸付金（24百万ユーロ＋28百万米ドル）の評価」等の為替差損益の集計を進めた結果、1,128百万円の差損となったため、経常損失は2,483百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は2,501百万円となりました。

財政状態の分析

当連結会計年度末における総資産は6,513百万円（前連結会計年度末比626百万円の増加）、総負債は4,296百万円（同1,236百万円の減少）及び純資産は2,216百万円（同1,862百万円の増加）となりました。

当連結会計年度末における資産、負債及び純資産の状況に関する分析は以下のとおりです。

（流動資産）

当連結会計年度末における残高は6,418百万円（同627百万円の増加）となりました。これは主に、現金及び預金の増加216百万円、売掛金の増加745百万円及びその他流動資産の増加75百万円がある一方で、棚卸資産の減少369百万円及び前渡金の減少50百万円があることによるものです。

（固定資産）

当連結会計年度末における残高は94百万円（同0百万円の減少）となりました。これは、投資その他の資産の減少によるものです。

（流動負債）

当連結会計年度末における残高は1,578百万円（同42百万円の増加）となりました。これは主に、未払金の増加248百万円、未払費用の増加16百万円及びその他流動負債の増加23百万円がある一方で、未払法人税等の減少246百万円があることによるものです。

（固定負債）

当連結会計年度末における残高は2,718百万円（同1,278百万円の減少）となりました。これは主に、転換社債型新株予約権付社債の減少1,233百万円があることによるものです。

（純資産）

当連結会計年度末における残高は2,216百万円（同1,862百万円の増加）となりました。これは主に、資本金及び資本剰余金のそれぞれ1,671百万円の増加及び為替換算調整勘定の増加1,039百万円がある一方で、親会社株主に帰属する当期純損失による利益剰余金の減少2,501百万円があることによるものです。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ216百万円増加し、1,580百万円となりました。

当連結会計年度のキャッシュ・フローの概況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果、減少した資金は1,714百万円（前連結会計年度は1,899百万円の減少）となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失が2,479百万円であり、増加原因として為替差損1,187百万円、棚卸資産の減少294百万円や前渡金の減少49百万円、未払金の増加270百万円及び未払費用の増加48百万

円等があるものの、減少要因として売上債権の増加815百万円及び法人税等の支払額250百万円があることによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動の結果、減少した資金は33百万円（同29百万円の減少）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出11百万円及び長期前払費用の取得による支出17百万円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果、得られた資金は2,013百万円（同2,062百万円の増加）となりました。これは主に、株式の発行による収入2,616百万円があるものの、減少要因として転換社債型新株予約権付社債の償還による支出599百万円があることによるものです。

(2) 生産、受注及び販売の状況

当社グループは、医療製品事業の単一セグメントであります。

生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前期増減比(%)
医療製品事業	1,756,471	+56.3
合計	1,756,471	+56.3

(注) 上記の金額は、製造原価によっております。

受注実績

当社グループは、販売計画に基づいた生産計画を基礎として見込生産を行っており、かつ、受注から納品までの期間が短いため、受注実績に関する記載を省略しております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前期増減比(%)
医療製品事業	6,934,144	+51.1
合計	6,934,144	+51.1

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
Fujifilm Europe B.V.	1,163,576	25.4	1,269,375	18.3

(3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りをを用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択、適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断してありますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては第5 経理の状況 1.連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）及び2.財務諸表等(1)財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおりです。

当連結会計年度の経営成績の分析

「４ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の概要 経営成績の分析」に記載のとおりです。

当連結会計年度の財政状態の分析

「４ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の概要 財政状態の分析」に記載のとおりです。

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析

「４ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

資本の財源及び資金の流動性について

(資金の需要)

当社グループは、自己組織化ペプチド技術を基盤技術とした医療製品の開発・製造・販売を行っております。当社グループの資金需要のうち主なものは、研究開発費用、販売費及び一般管理費等の事業運営費用であります。

(資金の調達及び流動性)

当社グループは医療製品事業においてグローバルに展開している止血材の製品販売による売上収入を計上してまいります。また親子会社間での研究開発成果の共有・事業運営上の効率化も進んでいることから、諸経費の節減等にも注力し販売費及び一般管理費の圧縮にも取り組んでまいります。

当社グループの事業運営及び研究開発を進めるための十分な資金確保に向けて、米国においてバイオ業界への投資に多くの実績を有する投資ファンドのハイツ・キャピタル・マネジメント・インクに対し、2024年4月に第39回新株予約権を発行いたしました。これにより、当連結会計年度において、第39回新株予約権の権利行使により2,628,560千円を調達することができました。一方で、既発行の社債について早期償還条項の適用による一部償還により、2024年9月に第7回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち62,500千円を、2024年10月に第6回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち256,250千円を、2024年11月に第5回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち220,636千円を償還しております。

また、株式会社りそな銀行とコミットメントライン契約を締結しており、安定的な事業資金の確保に取り組んでおります。今後も引き続き、金融機関からの借入を含む様々な資金調達を検討し、継続的な財務基盤の強化に努めてまいります。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営戦略等及び(3)目標とする経営指標」に記載のとおりとなっております。当期の経営成績並びに研究開発活動の詳細につきましては「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」及び「第2 事業の状況 5 研究開発活動 (2) 研究開発活動」をご覧ください。

5 【重要な契約等】

当社グループの経営上の重要な契約は以下のとおりです。

(1) 技術導入契約

契約会社名	子会社（3-D Matrix, Inc.）
契約相手方名	MIT
主な契約内容	MITは3-D Matrix, Inc.に対し、MITの有する自己組織化ペプチド技術に係る特許権（出願中のものを含む。）の全世界における独占的实施権（再実施許諾権付）を許諾する。

(2) 止血材製品に関する契約

契約会社名	当社
契約先名	扶桑薬品工業株式会社（以下「扶桑」という。）
主な契約内容	当社は、扶桑に対し、当社製品の製造を委託する。

契約会社名	当社
契約先名	Pharmpur GMBH（以下「Pharmpur」という。）
主な契約内容	当社は、Pharmpurに対し、当社製品の製造を委託する。

< 欧州 >

契約会社名	子会社（3-D Matrix Europe SAS）
契約先名	FUJIFILM Europe B.V.（以下「FUJIFILM」という。）
主な契約内容	当社は、FUJIFILMに対し、欧州地域において消化器内視鏡領域の止血材製品にかかる独占的販売権を許諾する。

(3) その他の契約

< 企業・株主間の合意に関する契約 >

当社は、ハイツ・キャピタル・マネジメント・インクにより運用されるファンド（以下「割当先」という。）が保有する第6回無担保転換社債型新株予約権付社債、第9回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第36回新株予約権の発行に際して、それぞれ2022年9月30日付、2025年6月24日付及び2023年6月29日付で、以下の合意の内容が含まれるSecurities Purchase Agreementを締結しております。

2022年9月30日付Securities Purchase Agreement

契約会社名	当社
契約先名	CVI Investments, Inc.
契約先住所	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands
合意の内容	（ロックアップ） 当社は、本契約の締結日から第6回無担保転換社債型新株予約権付社債が残存している期間中、割当先の事前の書面による承諾を受けることなく、(i)その保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等で、当該証券等の発行後に、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額若しくは転換価額等が、(A)当社普通株式の時価等に連動して決定又は変更されるもの、若しくは(B)当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に関連する事由の発生により調整されるものの発行若しくは処分、又は(ii)当社が将来決定される価格に基づき証券を売却することを内容とする契約の締結を行わない旨を合意しております。 （オーナーシップキャップ） 割当先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の9.9%を上回るることとなるような当社普通株式の発行を行わない旨を合意しております。
合意の目的	ハイツ・キャピタル・マネジメント・インクより提案を受けた上記合意の内容を含む資金調達スキームに基づき、当社の事業運営費用を調達することを目的としております。

取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程	資金調達の可能性に関し複数社から提案を受けるなど検討を進めていたところ、ハイツ・キャピタル・マネジメント・インクより、具体的な資金調達提案を受けるに至りました。当該内容を社内で協議・検討した後に、提案を受けた資金調達のスキームが、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる点において、当社のニーズを満たしていると判断しております。
当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響	ロックアップの合意に基づき、当社が上記の行為を行う場合には、割当先の事前の書面による承諾を得ることとなり、資金調達に対する一定の制約となりうるものの、現時点においては、当該合意が当社のガバナンスに与える影響は軽微であると考えております。

2025年6月24日付Securities Purchase Agreement

契約会社名	当社
契約先名	CVI Investments, Inc.
契約先住所	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands
合意の内容	(ロックアップ) 当社は、本契約の締結日から割当先が第9回無担保転換社債型新株予約権付社債を保有している間、(i)当該新株予約権付社債の下限転換価額を下回る払込金額にて当社普通株式の発行等を行わず、また(ii)その保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等で、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額若しくは転換価額等が当該新株予約権付社債の下限転換価額を下回るものの発行等を、割当先の事前の書面による承諾(但し、割当先は、当社の長期的な戦略的パートナーに対して当社普通株式の発行等を行う場合にはかかる承諾を不合理に留保又は遅延しないものとする。)を受けることなく行わない旨を合意しております。 (オーナーシップキャップ) 割当先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の9.9%を上回ることとなるような当社普通株式の発行を行わない旨を合意しております。
合意の目的	ハイツ・キャピタル・マネジメント・インクより提案を受けた上記合意の内容を含む資金調達のスキームに基づき、当社の第5回無担保転換社債型新株予約権付社債を買入れることを目的としております。
取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程	資金調達の可能性に関し複数社から提案を受けるなど検討を進めていたところ、ハイツ・キャピタル・マネジメント・インクより、具体的な資金調達提案を受けるに至りました。当該内容を社内で協議・検討した後に、第9回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行と第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入を同時に実施するリファイナンスが、既存株主の利益に配慮しながら既存新株予約権付社債の償還義務の不履行を回避できることや、株式への段階的な転換の促進を図ること等今後発生する償還義務を回避する点において、当社のニーズを満たしていると判断しております。
当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響	ロックアップの合意に基づき、当社が上記の行為を行う場合には、割当先の事前の書面による承諾を得ることとなり、資金調達に対する一定の制約となりうるものの、当社の長期的な戦略的パートナーに対して当社普通株式の発行等を行う場合には、かかる承諾を不合理に留保又は遅延しないこととされていることも踏まえると、現時点においては、当該合意が当社のガバナンスに与える影響は軽微であると考えております。

2023年6月29日付Securities Purchase Agreement

契約会社名	当社
契約先名	CVI Investments, Inc.
契約先住所	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands

合意の内容	(ロックアップ) 当社は、本契約の締結日から第36回新株予約権が残存している期間中、割当先の事前の書面による承諾を受けることなく、(i)その保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等で、当該証券等の発行後に、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額若しくは転換価額等が、(A)当社普通株式の時価等に連動して決定又は変更されるもの、若しくは(B)当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に関連する事由の発生により調整されるものの発行若しくは処分、又は(ii)当社が将来決定される価格に基づき証券を売却することを内容とする契約の締結を行わない旨を合意しております。 (オーナーシップキャップ) 割当先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の9.9%を上回ることとなるような当社普通株式の発行を行わない旨を合意しております。
合意の目的	ハイツ・キャピタル・マネジメント・インクより提案を受けた上記合意の内容を含む資金調達スキームに基づき、当社の事業運営費用を調達することを目的としております。
取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程	資金調達の可能性に関し複数社から提案を受けるなど検討を進めていたところ、ハイツ・キャピタル・マネジメント・インクより、具体的な資金調達提案を受けるに至りました。当該内容を社内で協議・検討した後に、提案を受けた資金調達スキームが、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる点において、当社のニーズを満たしていると判断しております。
当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響	ロックアップの合意に基づき、当社が上記の行為を行う場合には、割当先の事前の書面による承諾を得ることとなり、資金調達に対する一定の制約となりうるものの、現時点においては、当該合意が当社のガバナンスに与える影響は軽微であると考えております。

<財務上の特約：短期借入金>

当社は、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を締結しております。

契約締結日	相手先	期末残高 (千円)	弁済期限	担保の内容
2025年4月25日	株式会社りそな銀行	300,000	2025年10月31日	無担保・無保証

財務上の特約の内容等は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」の(連結貸借対照表関係)に記載しているため、記載を省略しております。

<財務上の特約：新株予約権付社債>

当社は、財務上の特約が付された新株予約権付社債を発行しております。

新株予約権付社債の内容等は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の 連結附属明細表 に記載しているため、記載を省略しております。また、財務上の特約の内容等も、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」の(連結貸借対照表関係)に記載しているため、記載を省略しております。

6 【研究開発活動】

(1) 研究開発目的・体制

当社グループは、自己組織化ペプチド技術を外科領域では吸収性局所止血材、粘膜隆起材、後出血予防材や癒着防止材等、組織再生領域では創傷治癒材及び歯槽骨再建材等、DDS領域では核酸医薬等のパイプラインへ応用し、製品化に向けた研究開発活動を行っております。

当社の研究開発活動は、製造販売承認申請と品質管理体制等を管掌する薬事開発部、臨床試験における臨床施設・治験医師・治験モニタリング等を担当する事業開発部の2部門で行っており、全体を代表取締役社長が統括・管掌する体制を取っております。また、外部機関に対する一部検査・試験等の委託やCROを活用する等、少人数で効率的に研究開発が進められる体制を整備しております。子会社においても、当社のサポートの下で、外部の薬事コンサルタント等の支援を得て、研究開発活動を進めております。

(2) 研究開発活動

当連結会計年度における当社グループの研究開発費の総額は498,200千円であり、主な研究開発活動として下記のとおり実施いたしました。

[表3] 研究開発プロジェクトの状況

プロジェクト	ニーズと特徴	状況
小児の心臓手術の止血	小児向けに承認を受けている安全な止血材がない。塗布後に膨張せず、術後癒着が抑えられ、狭い領域でも視野が確保されることが臨床ニーズ。ピュアスタートは第一候補になりうる。	欧州、米国で承認申請準備中。欧州における臨床データ収集終了。解析中。
頭部・頸部の止血	ピュアスタートで止血することで、焼灼止血に起因する組織障害が減り、術後の痛み軽減、手術部位に留置したドレーンからの排液量が減少し早期の抜管、早期の退院が可能。病院において大幅なコスト削減となりうる。	欧州において販売中。論文準備中。米国承認申請準備中。咽頭領域に関しては臨床データ収集終了。頭頸部領域についてはデータ収集中。
オスラー病（HHT）の止血（鼻）	オスラー病は遺伝性の疾患で約8割は繰り返す鼻血をきたす。鼻血の止血処置は都市部の病院で対応するため、地方に住む患者は長時間かけて通う必要がある。在宅医療にてピュアスタートを用いることにより、患者QOLを向上させる。	欧州で学会にてポスター発表済。欧州で臨床研究を追加で準備中。米国においても症例蓄積中。論文発表後、承認申請予定。
生検後の止血	経内視鏡の生検鉗子による組織採取では肺等部位によって出血した場合、有効な止血手立てがなく十分なサンプルの取得が困難。ピュアスタートはこれら止血困難な部位にて使用可能であり十分量のサンプル取得を可能とする。	米国承認申請準備中。
前立腺肥大手術の止血	ロボット手術で肥大部を削る際に出るウー징の経尿道カテーテルによる止血。焼灼を減らすことにより術後に男性生殖機能を低下させることを防げる。	欧州で販売中。手術ロボット企業とテストマーケティングを2025年5月より開始。米国にて承認申請検討中。
脳外科における止血	経鼻の内視鏡による脳手術において、焼灼以外で使える唯一の止血材となる可能性。当社が独自に開発した新規ペプチドを用いる。	当初は2025年4月に承認予定であったが、審査が長引き2025年夏に承認見込。
内視鏡用粘膜下注入材（ピュアリフト）	消化器内視鏡的に腫瘍を切除する際に、病変部を挙上させる目的で粘膜下に注入する。粘膜下注入後にゲル化するため、注入しやすく、治療中の粘膜切開・剥離によっても流出しにくい。腫瘍を切除しやすくなる。注入量や注入回数も減少できる可能性があり消化器内視鏡治療の質の向上に貢献できる。	薬事承認時の製造所との契約解除により、現在販売を中止している。新規製造所と契約締結済。製造開始に向けて準備中。
放射線直腸炎の治癒	放射線治療の副作用。難治性の潰瘍と出血。現在は治療法がないアンメットの状態。ピュアスタートを塗布することで潰瘍の治癒が観察されている。	欧州の内視鏡学会で論文発表済。欧州ガイドラインにピュアスタート追加済。欧州での承認を目指し、臨床研究において症例追加開始。
放射線膀胱炎の治癒	放射線治療の副作用。難治性の潰瘍と出血。現在は治療法がないアンメットの状態。ピュアスタートを塗布することで潰瘍の治癒が観察されている。	欧州で実施した前立腺肥大手術における臨床研究データを活用し、米国にて承認申請予定。

プロジェクト	ニーズと特徴	状況
炎症性腸疾患の粘膜の治癒	消化管の難治性炎症。原因不明で、一度発症すると再燃と寛解を繰り返し、生涯治療が必要となる特定疾患。現在多数の抗炎症剤が用いられているが、粘膜を治癒することで治療効果があがる可能性。ピュアスタットで粘膜の治癒を目指す。	群馬大学で症例組入中、4例終了（症例報告論文準備中）札幌医大で症例組入中。基礎研究を複数の研究機関にて実施中。
粘膜の創傷治癒	消化管、尿道、膀胱、鼻腔等の粘膜の創傷治癒材としての有効性はこれまでに様々なスタディで確認されている。正式な薬事承認を得ることで拡販に繋げ、また、難治性炎症の更なる症例蓄積に繋げる。	米国において2025年5月に承認申請済。10月末に承認取得見込。
放射線治療用吸収性組織スぺーサ	前立腺がんや子宮がんの放射線治療の際に、直腸へのダメージを減少させることを目的として、直腸と前立腺や子宮の臓器間に経皮的に注入される。当社ペプチドの生体分解性と高い生体適合性がニーズにマッチすると考えられる。特に子宮がんで注入可能なスぺーサは国内未承認であり、早期の開発が待たれている状況。	日本で大学と共同研究中。動物実験終了。臨床応用検討中。
食道狭窄予防	予防方法の確立していないESD後食道狭窄に対して、内視鏡的塗布による、防止効果を実証。後出血や瘢痕化による創傷治癒の遅延も抑制。	欧州の動物実験で有効性確認。広島大学で臨床研究患者20例の組入終了。解析後、論文投稿予定。
嚥下障害予防	咽頭癌の抗癌剤/放射線治療後に実施する内視鏡下咽喉頭手術後の嚥下障害は、QOLの悪化を招くが予防方法が存在しない。この嚥下障害に対し、内視鏡的塗布による予防効果を目指す。	広島大学、関西医科大学において2025年6月より特定臨床研究開始。
心筋機能低下の回復（再生）	注入型の心筋機能回復デバイスとしての開発を目指し、当社ペプチドにより心筋再生の足場環境を構築するとともに、幹細胞及び成長因子タンパク質との混合注入による心筋再生の促進を確認した。	米国ハーバード大学で論文準備中。
骨充填材（再生）	患者本人以外の生物由来物質を使用しない、安全性が高く低侵襲で大型の骨欠損にも対応した注入型骨再生材料としての開発を目指す。ピュアスタットを骨再生の足場材料とし、患者本人の体液由来の成長因子を保持させることで低侵襲かつ注入可能な骨再生充填剤としての開発を目指す。歯槽骨再建にとどまらず、腫瘍切除後の骨欠損などの大型な骨欠損への再生材料を目指す。	骨充填剤として米国で早期に承認申請予定。
乳がんを対象としたsiRNAのデリバリー	がんの悪玉とされる「がん幹細胞」を抑制するsiRNAを、当社ペプチドでドラッグデリバリーすることで、腫瘍縮小だけでなく乳がんの再発や転移抑制にも寄与することも期待して開発中。国内治験において、ヒトへの安全性と腫瘍抑制メカニズム発揮を確認。	全身投与に最適化したDDSペプチドを開発中。トリプルネガティブ乳がんにおいて、特に予後が悪いフェノタイプと、RPN2発現プロファイルの相関解明に向けた研究を複数の研究機関にて実施中。
悪性胸膜中皮腫を対象としたmiRNAのデリバリー	アスベスト（石綿）に暴露された後、数十年の潜伏期間を経て発症するがん。症例数は向こう10年間増え続けるとされている。発症後は薬剤療法に決め手がなく、非常に侵襲性の高い外科手術をしても予後が悪い。マイクロRNA（miRNA）を、画期的新薬として当社ペプチドでドラッグデリバリーして治療する。	導出先のPURMX社によるグローバルPhase 1 / 2 治験準備中。新たに国内において頭頸部癌に対する治験を開始。
ワクチンのデリバリー	当社ペプチドと抗原（タンパク質あるいはmRNA）を複合した徐放作用をもつワクチンで、抗体価の上昇、単回投与での抗体獲得、炎症抑制に基づく副作用の低減を目指す。さらに、内包した抗原の安定性を高め、室温保存可能なワクチンとして輸送、貯蔵でのコールドチェーンを不要にできることも期待。	米国のワクチン開発企業、北海道大学と共同研究中。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、生産設備の新設等を目的とした設備投資を実施しております。

当連結会計年度における設備投資の額は11,452千円であり、その主なものは、工具、器具及び備品の購入によるものであります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年4月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	リース 資産	合計	
本社 (東京都千代田区)	医療製品事業	本社機能 研究開発 生産設備	—	—	—	—	—	19

(注) 1 現在休止中の設備はありません。

2 生産設備の設置場所については、製造委託先である扶桑薬品工業株式会社城東工場内(大阪府大阪市)であります。

3 当連結会計年度末に全額減損損失を計上しているため、期末帳簿価額はありません。

(2) 在外子会社

2025年4月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	合計	
3-D Matrix, Inc.	本社 (米国マサチュー セッツ州)	医療製品事業	本社機能 研究開発	—	—	—	51
3-D Matrix Europe SAS.	本社 (フランス共和国 リヨン市)	医療製品事業	本社機能	—	—	—	15

(注) 1 現在休止中の設備はありません。

2 当連結会計年度末に全額減損損失を計上しているため、期末帳簿価額はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年4月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年7月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	110,293,406	112,277,276	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数は100株であります。
計	110,293,406	112,277,276	—	—

(注) 提出日現在発行数には、2025年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2015年7月30日定時株主総会、2016年3月22日取締役会 (第15回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 子会社取締役 3 当社及び子会社従業員 21
新株予約権の数(個)	1,592 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 159,200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	894 (注) 2
新株予約権の行使期間	2018年3月24日～2026年3月22日
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 1,471.0 資本組入額 735.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	—

当事業年度の末日(2025年4月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年6月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 (1)新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、100株であります。
(2)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。
但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。
調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割・併合の比率
(3)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといたします。この場合には、(2)但書を準用するものといたします。
- 2 (1)新株予約権の行使に際して払込をなすべき新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。
(2)当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{(\text{株式の併合の場合は併合株式数を減ずる})}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。

- (3)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

- 3 (1)当社又は子会社の従業員は、新株予約権の行使時において、当社又は子会社の取締役、従業員であることを要します。但し、当社又は子会社の取締役が任期満了により退任又は従業員が定年により退職、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではありません。

- (2) 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。

新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。

- (3)当社は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約において、下記事項に該当する新株予約権者による新株予約権の行使について下記の制限を定めることがあります。

新株予約権者は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならないことといたします。

- (4)その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。

決議年月日	2016年7月28日定時株主総会、2017年3月29日取締役会 (第16回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び子会社従業員 15
新株予約権の数(個)	366 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 36,600 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	905 (注)2
新株予約権の行使期間	2019年3月31日～2027年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,363.0 資本組入額 681.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当事業年度の末日(2025年4月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年6月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 (1)新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、100株であります。

- (2)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (3)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといたします。この場合には、(2)但書を準用するものといたします。

- 2 (1)新株予約権の行使に際して払込をなすべき新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じ

た金額といたします。

- (2)当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)}}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。

- (3)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

- 3 (1)当社又は子会社の従業員は、新株予約権の行使時において、当社又は子会社の取締役、従業員であることを要します。但し、当社又は子会社の取締役が任期満了により退任又は従業員が定年により退職、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではありません。

- (2) 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。

新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。

- (3)当社は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約において、下記事項に該当する新株予約権者による新株予約権の行使について下記の制限を定めることがあります。

新株予約権者は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならないことといたします。

- (4)その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。

決議年月日	2017年7月27日定時株主総会、2018年5月23日取締役会 (第18回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び子会社従業員 11
新株予約権の数(個)	632 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 63,200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	791 (注)2
新株予約権の行使期間	2020年5月24日～2028年5月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,245.0 資本組入額 622.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当事業年度の末日(2025年4月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年6月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 (1)新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、100株であります。

- (2)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (3)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといたします。この場合には、(2)但書を準用するものといたします。

- 2 (1)新株予約権の行使に際して払込をなすべき新株予約権 1 個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。
- (2)当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。

- (3)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。但し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものといたします。
- 3 (1)当社又は子会社の従業員は、新株予約権の行使時において、当社又は子会社の取締役、従業員であることを要します。但し、当社又は子会社の取締役が任期満了により退任又は従業員が定年により退職、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではありません。
- (2) 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後 6 ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後 6 ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- (3)当社は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約において、下記事項に該当する新株予約権者による新株予約権の行使について下記の制限を定めることがあります。
- 新株予約権者は 1 年間(1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が 1,200 万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならないことといたします。
- (4)その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。

決議年月日	2018年7月25日定時株主総会、2019年7月5日取締役会 (第22回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 1 当社及び子会社従業員 24 社外協力者 3
新株予約権の数(個)	2,090 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 209,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	535 (注)2
新株予約権の行使期間	当社及び当社子会社の取締役及び従業員 2021年7月6日～2029年7月5日 社外協力者 2019年7月24日～2029年7月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 823.0 資本組入額 411.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当事業年度の末日(2025年4月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年6月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 (1)新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、100株であります。
- (2)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。
- $$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- (3)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといたします。この場合には、(2)但書を準用するものといたします。
- 2 (1)新株予約権の行使に際して払込をなすべき新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。
- (2)当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)}}$$
- 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。
- (3)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- (4)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。
- 3 (1)当社又は子会社の従業員は、新株予約権の行使時において、当社又は子会社の取締役、従業員であることを要します。但し、当社又は子会社の取締役が任期満了により退任又は従業員が定年により退職、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではありません。
- (2) 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- (3)当社は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約において、下記事項に該当する新株予約権者による新株予約権の行使について下記の制限を定めることがあります。
- 新株予約権者は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超え

ないように、その保有する新株予約権を行使しなければならないことといたします。

- (4)その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。

決議年月日	2019年7月29日定時株主総会、2020年7月9日取締役会 (第26回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 7 子会社役員及び従業員 30
新株予約権の数(個)	1,472 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 147,200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	477 (注)2
新株予約権の行使期間	2022年7月10日～2030年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 708.0 資本組入額 354.0
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当事業年度の末日(2025年4月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年6月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 (1)新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、100株であります。
(2)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。
但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。
調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割・併合の比率
(3)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといたします。この場合には、(2)但書を準用するものといたします。

- 2 (1)新株予約権の行使に際して払込をなすべき新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。
(2)当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{(\text{株式の併合の場合は併合株式数を減ずる})}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。

- (3)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

- 3 (1)当社又は子会社の従業員は、新株予約権の行使時において、当社又は子会社の取締役、従業員であることを要します。但し、当社又は子会社の取締役が任期満了により退任又は従業員が定年により退職、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではありません。

- (2)新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。

新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。

- (3)当社は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約において、下記事項

に該当する新株予約権者による新株予約権の行使について下記の制限を定めることがあります。

新株予約権者は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならないことといたします。

- (4)その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。

決議年月日	2020年7月31日定時株主総会、2021年7月27日取締役会 (第29回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3 子会社役員及び従業員 12
新株予約権の数(個)	1,132 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 113,200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	321 (注)2
新株予約権の行使期間	2023年7月28日～2031年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 494.0 資本組入額 247.0
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当事業年度の末日(2025年4月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年6月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 (1)新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、100株であります。
(2)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。
調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割・併合の比率
(3)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといたします。この場合には、(2)但書を準用するものといたします。

- 2 (1)新株予約権の行使に際して払込をなすべき新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。
(2)当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)}}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。

- (3)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

- 3 (1)当社又は子会社の従業員は、新株予約権の行使時において、当社又は子会社の取締役、従業員であることを要します。但し、当社又は子会社の取締役が任期満了により退任又は従業員が定年により退職、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではありません。
(2)新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。

新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後6ヶ月を経過

する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。

- (3)当社は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約において、下記事項に該当する新株予約権者による新株予約権の行使について下記の制限を定めることがあります。
- 新株予約権者は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならないことといたします。
- (4)その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。

決議年月日	2021年7月30日定時株主総会、2022年7月21日取締役会 (第32回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社従業員 5 子会社役員及び従業員 18
新株予約権の数(個)	3,042 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 304,200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	339 (注)2
新株予約権の行使期間	2024年7月22日～2032年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 521.0 資本組入額 260.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当事業年度の末日(2025年4月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年6月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 (1)新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、100株であります。
- (2)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。
- 但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。
- 調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割・併合の比率
- (3)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといたします。この場合には、(2)但書を準用するものといたします。
- 2 (1)新株予約権の行使に際して払込をなすべき新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。
- (2)当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。
- 調整後
行使価額

=

調整前
行使価額

×

既発行株式数

+

新規発行株式数

×

1株当たり払込金額

分割・併合・新規発行前の時価

既発行株式数

+

分割・新規発行による増加株式数

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)
- 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。
- (3)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。
- 調整後行使価額

=

調整前行使価額

×

1

分割・併合の比率
- (4)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。
- 3 (1)当社又は子会社の従業員は、新株予約権の行使時において、当社又は子会社の取締役、従業員であることを要します。但し、当社又は子会社の取締役が任期満了により退任又は従業員が定年により退職、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではありません。

- (2) 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後 6 ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといえます。
- 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後 6 ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといえます。
- (3) 当社は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約において、下記事項に該当する新株予約権者による新株予約権の行使について下記の制限を定めることがあります。
- 新株予約権者は 1 年間(1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が 1,200 万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならないことといたします。
- (4) その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。

決議年月日	2022年 7 月28日定時株主総会、2023年 7 月20日取締役会 (第37回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 8 子会社役員及び従業員 34
新株予約権の数(個)	2,489 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 248,900 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	195 (注) 2
新株予約権の行使期間	2025年 7 月21日～2033年 7 月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 280.0 資本組入額 140.0
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当事業年度の末日(2025 年 4 月 30 日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025 年 6 月 30 日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 (1) 新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、100 株であります。
- (2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといえます。
- 但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといえます。
- 調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割・併合の比率
- (3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといえます。この場合には、(2) 但書を準用するものといえます。
- 2 (1) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき新株予約権 1 個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。
- (2) 当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものといえます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{(\text{株式の併合の場合は併合株式数を減ずる})}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといえます。

- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといえます。但し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものといえます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整す

ることができ、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものといたします。

- ３ (1) 当社又は子会社の従業員は、新株予約権の行使時において、当社又は子会社の取締役、従業員であることを要します。但し、当社又は子会社の取締役が任期満了により退任又は従業員が定年により退職、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではありません。
- (2) 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後６ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後６ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- (3) 当社は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約において、下記事項に該当する新株予約権者による新株予約権の行使について下記の制限を定めることがあります。
- 新株予約権者は１年間（１月１日から１２月３１日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額（自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額）の合計額が１,２００万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならないことといたします。
- (4) その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。

決議年月日	2023年７月27日定時株主総会、2023年11月28日取締役会 (第38回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の数(個)	100 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	169 (注) 2
新株予約権の行使期間	2025年11月29日～2033年11月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 263.0 資本組入額 131.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当事業年度の末日（2025年４月30日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2025年６月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) １ (1) 新株予約権１個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、100株であります。
- (2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。
- 但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。
- 調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割・併合の比率
- (3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといたします。この場合には、(２)但書を準用するものといたします。
- ２ (1) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき新株予約権１個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数１株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。
- (2) 当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{(\text{株式の併合の場合は併合株式数を減ずる})}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。

- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。但し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものといたします。

調整後行使価額

=

調整前行使価額

×

1

分割・併合の比率

- (4)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。
- 3(1)当社又は子会社の従業員は、新株予約権の行使時において、当社又は子会社の取締役、従業員であることを要します。但し、当社又は子会社の取締役が任期満了により退任又は従業員が定年により退職、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではありません。
- (2)新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- (3)その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。

決議年月日	2023年7月27日定時株主総会、2024年4月23日取締役会 (第40回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の数(個)	400 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 40,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	137 (注)2
新株予約権の行使期間	2026年4月24日～2034年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200.0 資本組入額 100.0
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当事業年度の末日(2025年4月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年6月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1(1)新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、100株であります。
- (2)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。
但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。
調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割・併合の比率
- (3)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといたします。この場合には、(2)但書を準用するものといたします。
- 2(1)新株予約権の行使に際して払込をなすべき新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。
- (2)当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

調整後

=

調整前

×

既発行株式数

+

新規発行株式数

×

1株当たり払込金額

分割・併合・新規発行前の時価

既発行株式数

+

分割・新規発行による増加株式数
(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

- 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。
- (3)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(4)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

3 (1) 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。

新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。

(2)その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。

決議年月日	2023年7月27日定時株主総会、2024年7月18日取締役会 (第41回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 7 子会社役員及び従業員 34
新株予約権の数(個)	2,202 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 220,200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	148 (注)2
新株予約権の行使期間	2026年7月19日～2034年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 228.0 資本組入額 114.0
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当事業年度の末日(2025年4月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年6月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 (1)新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、100株であります。

(2)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといたします。この場合には、(2)但書を準用するものといたします。

2 (1)新株予約権の行使に際して払込をなすべき新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。

(2)当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{(\text{株式の併合の場合は併合株式数を減ずる})}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。

(3)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(4)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整す

ることができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

- 3
- (1) 当社又は子会社の従業員は、新株予約権の行使時において、当社又は子会社の取締役、従業員であることを要します。但し、当社又は子会社の取締役が任期満了により退任又は従業員が定年により退職、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではありません。

(2) 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。

(3) 当社は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約において、下記事項に該当する新株予約権者による新株予約権の行使について下記の制限を定めることがあります。
新株予約権者は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならないことといたします。

(4) その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。

決議年月日	2024年7月25日定時株主総会、2024年10月29日取締役会 (第42回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の数(個)	300 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 30,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	130 (注) 2
新株予約権の行使期間	2026年10月30日～2034年10月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 188.0 資本組入額 94.0
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当事業年度の末日(2025年4月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年6月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1
- (1) 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、100株であります。

(2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。
但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。
調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割・併合の比率

(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといたします。この場合には、(2)但書を準用するものといたします。
- 2
- (1) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。

(2) 当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

調整後
行使価額

=

調整前
行使価額

×

既発行株式数

+

$$\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}$$

×

既発行株式数

+

$$\frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。

- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。
- 3 (1) 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- (2)その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。

決議年月日	2024年7月25日定時株主総会、2024年10月29日取締役会 (第43回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 3
新株予約権の数(個)	240 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 24,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	130 (注)2
新株予約権の行使期間	2026年10月30日～2034年10月29日
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 188.0 資本組入額 94.0
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	—

当事業年度の末日(2025年4月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年6月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 (1)新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、100株であります。
- (2)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。
- 但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。
- 調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割・併合の比率
- (3)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといたします。この場合には、(2)但書を準用するものといたします。
- 2 (1)新株予約権の行使に際して払込をなすべき新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。
- (2)当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)}}$$

- 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。
- (3)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整す

ることができ、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものといたします。

- 3 (1) 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後 6 ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後 6 ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- (2)その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。

決議年月日	2024年 7 月25日定時株主総会、2025年 5 月28日取締役会 (第44回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の数 (個)	400 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 40,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	141 (注) 2
新株予約権の行使期間	2027年 5 月29日 ~ 2035年 5 月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 217.0 資本組入額 108.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

提出日の前月末 (2025年 6 月30日) における内容を記載しております。

- (注) 1 (1)新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、100株であります。
- (2)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。
- 但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。
- 調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割・併合の比率
- (3)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといたします。この場合には、(2)但書を準用するものといたします。
- 2 (1)新株予約権の行使に際して払込をなすべき新株予約権 1 個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。
- (2)当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものといたします。

調整後
行使価額

=

調整前
行使価額

×

既発行株式数

+

$$\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}$$

既発行株式数

+

$$\frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。

- (3)当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。但し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものといたします。
- 調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×
$$\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4)当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものといたします。
- 3 (1) 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後 6 ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後 6 ヶ月を経過

する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものいたします。

(2)その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

	第36回新株予約権
決議年月日	2023年 6 月29日
新株予約権の数（個）	126,226
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 12,622,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	修正行使価額 124 （注）2・3
新株予約権の行使期間	2023年 7 月19日～2028年 7 月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1．本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式 1 株の払込価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式 1 株の払込価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、注 2 (1)「新株予約権の目的となる株式の数」の株式の数で除した額とする。 2．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当事業年度の末日（2025年 4 月30日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2025年 6 月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1．本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2．当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は12,622,600株、本新株予約権 1 個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落によって各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）が修正されても変化しない。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準：該当なし
- (3) 行使価額の修正頻度：該当なし
- (4) 行使価額の下限：該当なし
- (5) 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は12,622,600株、交付株式数は100株で確定している。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額：2,751,726,800円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）
- (7) 本新株予約権には、当社の決定による第36回新株予約権の全部の取得を可能とする条項は付されていない。

3．新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初218円とする。

(2) 行使価額の修正：該当なし

(3) 行使価額の調整

本新株予約権の発行後、下記第 号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第 号 b の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第 号 c に定義する取得価額等。また、下記第 号 c の場合は、下方修

正等が行われた後の取得価額等)が、下記第 号において調整後の行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額)に調整される。

新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を除く。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- b. 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(但し、第5回乃至第8回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第34回及び第35回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。))を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- c. 取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。))の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。))の下方修正等が行われた場合

調整後の行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

- d. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- e. 上記a及びbの場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記a及びbにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

当社は、本新株予約権の発行後、下記第 号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「株式分割等による行使価額調整式」という。))をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- b. 株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合

調整後の行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- c. 上記a及びbの場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記a及びbにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

当社は、本新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、本新株予約権において、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

a. 「特別配当」とは、本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

b. 特別配当による行使価額の調整は、当該事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

a. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

b. 行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、上記第 号cの場合は基準日）、又は特別配当による行使価額調整式の場合は当該事業年度の剰余金の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

c. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第 号aの場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含めないものとする。

上記第 号、第 号及び第 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

a. 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

b. その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

c. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

上記第 号、第 号及び第 号の規定にかかわらず、上記第 号、第 号又は第 号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第 号e及び第 号cに定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

	第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債
決議年月日	2022年 4 月11日
新株予約権の数（個）	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	・普通株式 ・無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。 ・完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない株式 ・単元株式数 100株 ・行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 2 項に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない
新株予約権の行使時の払込金額（円）	修正行使価額184 （注）2・3
新株予約権の行使期間	2022年 4 月28日～2026年 6 月 1 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式 1 株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、注 2 (1)「新株予約権の目的となる株式の数」の株式の数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより本社債又は新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高（千円）	1,103,183

当事業年度の末日（2025年 4 月30日）における内容を記載しております。なお、2025年 6 月24日付取締役会決議に基づき、2025年 7 月10日付で全数を買入消却いたしました。

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 行使請求により当社が当社普通株式を交付する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、3. 新株予約権の行使時の払込金額(3)に従い転換価額が修正された場合には、新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

(2) 転換価額の修正頻度：

2022年11月30日、2023年 5 月31日、2023年11月30日、2024年 5 月31日、2024年11月30日、2025年 5 月31日、2025年11月30日及び2026年 5 月31日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該CB修正日に先立つ15連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い 2 つの価額の合計金額を 2 で除した金額（1 円未満の端数切り上げ）の90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な転換価額を 1 円以上下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

(3) 転換価額の下限：修正日にかかる修正後の転換価額が184円（以下「下限転換価額」といい、別記「転換価額の調整」欄第 4 項第(3)項、第(4)項及び第(9)項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。なお、新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、行使請求に係る新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となる。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初441円とする。但し、転換価額は本欄第 3 項及び別記「転換価額の調整」欄の規定に

従って修正又は調整される。

(3) 転換価額の修正

転換価額は、2.当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質(2)の記載に従い修正される。

4. 転換価額の調整

- (1) 本新株予約権付社債の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(下記(2)第 号の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記(2)第 号に定義する取得価額等。また、下記(2)第 号の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等)が、下記(2)において調整後の転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、下限転換価額)に調整される。

- (2) 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を除く。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する

当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(但し、第6回乃至第8回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第34回乃至第36回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合

調整後の転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項 及び にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(4)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「株式分割等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (4) 株式分割等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合

調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

本項 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項 及び にかかわらず、調整後の転換価額は、

は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}} \times \text{調整後転換価額}$$

- (5) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(6)に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、株式分割等による転換価額調整式とあわせて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

- (6) 「特別配当」とは、2026年6月1日までの間に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各社債の金額当たりの新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。

- (7) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (8) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、株式分割等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額が初めて適用される日（但し、上記(4)の場合は基準日）、又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の剰余金の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記(4)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (9) 上記(2)、(4)及び(5)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第5回新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (10) 上記(2)、(4)及び(6)の規定にかかわらず、上記(2)、(4)又は(6)に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく転換価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な転換価額及び下限転換価額の調整を行う。

- (11) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)及び(4)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

第6回無担保転換社債型新株予約権付社債	
決議年月日	2022年9月30日
新株予約権の数（個）	30 [24]
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—

新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	・普通株式 ・無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。 ・完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない株式 ・単元株式数 100株 ・行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない
新株予約権の行使時の払込金額（円）	修正行使価額155（注）2・3
新株予約権の行使期間	2022年10月18日～2026年10月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1．本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、注2(1)「新株予約権の目的となる株式の数」の株式の数で除した額とする。 2．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高（千円）	1,537,500 [1,230,000]

当事業年度の末日（2025年4月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1．本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2．当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 行使請求により当社が当社普通株式を交付する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、3．新株予約権の行使時の払込金額(3)に従い転換価額が修正された場合には、新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

(2) 転換価額の修正頻度：

2023年4月17日、2023年10月17日、2024年4月17日、2024年10月17日、2025年4月17日、2025年10月17日、2026年4月17日及び2026年10月17日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日に先立つ15連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1円未満の端数切り上げ）の90％に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

(3) 転換価額の下限：修正日にかかる修正後の転換価額が155円（以下「下限転換価額」といい、別記「転換価額の調整」欄第4項第(3)項、第(4)項及び第(9)項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。なお、新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、行使請求に係る新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となる。

3．新株予約権の行使時の払込金額

(1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初371円とする。但し、転換価額は本欄第3項及び別記「転換価額の調整」欄の規定に従って修正又は調整される。

(3) 転換価額の修正

転換価額は、2．当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質(2)の記載に従い修正される。

4．転換価額の調整

- (1) 本新株予約権付社債の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記(2)第 号の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記(2)第 号に定義する取得価額等。また、下記(2)第 号の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等）が、下記(2)において調整後の転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、下限転換価額）に調整される。
- (2) 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する

当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第7回及び第8回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第34回乃至第36回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合

調整後の転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項 及び にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}} \times \text{調整後転換価額}$$

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(4)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (4) 株式分割等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合

調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

本項 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項 及び にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}} \times \text{調整後転換価額}$$

- (5) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(6)に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、株式分割等による転換価額調整式とあわせて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

- (6) 「特別配当」とは、2026年10月19日までの間に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各社債の金額当たりの新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。

- (7) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (8) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、株式分割等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額が初めて適用される日（但し、上記(4)の場合は基準日）、又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の剰余金の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記(4)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (9) 上記(2)、(4)及び(5)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第6回新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (10) 上記(2)、(4)及び(6)の規定にかかわらず、上記(2)、(4)又は(6)に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく転換価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な転換価額及び下限転換価額の調整を行う。

- (11) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)及び(4)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

	第9回無担保転換社債型新株予約権付社債
決議年月日	2025年6月24日
新株予約権の数（個）	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—

新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	・普通株式 ・無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。 ・完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない株式 ・単元株式数 100株 ・行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない
新株予約権の行使時の払込金額（円）	当初行使価額294（注）2・3
新株予約権の行使期間	2025年7月11日～2029年10月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1．本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、注2(1)「新株予約権の目的となる株式の数」の株式の数で除した額とする。 2．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高（千円）	1,103,184,000

2025年7月10日時点における内容を記載しております。

(注) 1．本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2．当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 行使請求により当社が当社普通株式を交付する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、3．新株予約権の行使時の払込金額(3)に従い転換価額が修正された場合には、新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

(2) 転換価額の修正頻度：

2026年4月17日、2026年10月17日、2027年4月17日、2027年10月17日、2028年4月17日、2028年10月17日、2029年4月17日及び2029年10月17日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該CB修正日に先立つ10連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1円未満の端数切り上げ）の90％に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

(3) 転換価額の下限：修正日にかかる修正後の転換価額が134円（以下「下限転換価額」といい、別記「転換価額の調整」欄第4項第(3)項、第(4)項及び第(9)項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。なお、新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、行使請求に係る新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となる。

3．新株予約権の行使時の払込金額

(1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初294円とする。但し、転換価額は本欄第3項及び別記「転換価額の調整」欄の規定に従って修正又は調整される。

(3) 転換価額の修正

転換価額は、2．当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質(2)の記載に従い修正される。

4．転換価額の調整

(1) 本新株予約権付社債の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分

における払込金額（下記(2)第 号の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記(2)第 号に定義する取得価額等。また、下記(2)第 号の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等）が、下記(2)において調整後の転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、下限転換価額）に調整される。

- (2) 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する

当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び第36回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合

調整後の転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項 及び にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により} \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(4)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (4) 株式分割等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合

調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

本項 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項 及び にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により}}{\text{調整後転換価額}} \quad \text{当該期間内に交付された株式数}$$

- (5) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(6)に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、株式分割等による転換価額調整式とあわせて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

- (6) 「特別配当」とは、2029年10月19日までの間に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各社債の金額当たりの新株予約権の目的である株式の数に乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。

- (7) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (8) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、株式分割等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額が初めて適用される日（但し、上記(4)の場合は基準日）、又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の剰余金の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記(4)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (9) 上記(2)、(4)及び(5)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第9回新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (10) 上記(2)、(4)及び(6)の規定にかかわらず、上記(2)、(4)又は(6)に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく転換価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な転換価額及び下限転換価額の調整を行う。

- (11) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)及び(4)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当連結会計年度において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況は次のとおりです。

2024年3月19日取締役会決議（第39回新株予約権）

	中間会計期間 (2024年11月1日から 2025年4月30日まで)	第21期 (2024年5月1日から 2025年4月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	57,100	237,100

当該期間の権利行使に係る交付株式数 (株)	5,710,000	23,710,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)	94.9	110.9
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千 円)	541,660	2,628,560
当該期間の末日における権利行使された当 該行使価額修正条項付新株予約権付社債券 等の数の累計(個)	—	260,000
当該期間の末日における当該行使価額修正 条項付新株予約権付社債券等に係る累計の 交付株式数(株)	—	26,000,000
当該期間の末日における当該行使価額修正 条項付新株予約権付社債券等に係る累計の 平均行使価額等(円)	—	110.7
当該期間の末日における当該行使価額修正 条項付新株予約権付社債券等に係る累計の 資金調達額(千円)	—	2,878,900

2022年4月11日取締役会決議(第5回無担保転換社債型新株予約権付社債)

	中間会計期間 (2024年11月1日から 2025年4月30日まで)	第21期 (2024年5月1日から 2025年4月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修 正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数 (株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千 円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当 該行使価額修正条項付新株予約権付社債券 等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正 条項付新株予約権付社債券等に係る累計の 交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正 条項付新株予約権付社債券等に係る累計の 平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正 条項付新株予約権付社債券等に係る累計の 資金調達額(千円)	—	—

2022年9月30日取締役会決議（第6回無担保転換社債型新株予約権付社債）

	中間会計期間 (2024年11月1日から 2025年4月30日まで)	第21期 (2024年5月1日から 2025年4月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	5	5
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	1,653,225	1,653,225
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	155.0	155.0
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	5
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	1,653,225
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	155.0
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	—	—

2023年2月28日取締役会決議（第7回無担保転換社債型新株予約権付社債）

	中間会計期間 (2024年11月1日から 2025年4月30日まで)	第21期 (2024年5月1日から 2025年4月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	35	35
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	3,289,472	3,289,472
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	133.0	133.0
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	35
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	3,289,472
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	133.0
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	—	—

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年5月1日～ 2020年11月25日 (注)1	9,091,676	40,968,126	1,444,525	9,841,525	1,444,511	9,831,331
2020年11月26日 (注)2	561,700	41,529,826	99,982	9,941,507	99,982	9,931,314
2020年11月27日～ 2021年4月30日 (注)1	2,886,400	44,416,226	371,248	10,312,756	371,162	10,302,476
2021年5月1日～ 2022年4月30日 (注)1	10,715,149	55,131,375	1,238,081	11,550,837	1,238,081	11,540,557
2022年5月1日～ 2023年4月30日 (注)1	9,253,134	64,384,509	1,124,548	12,675,385	1,124,548	12,665,105
2023年5月1日～ 2024年4月30日 (注)1	17,256,200	81,640,709	1,143,073	13,818,459	1,143,073	13,808,179
2024年5月1日～ 2025年4月30日 (注)1	28,652,697	110,293,406	1,671,468	15,489,928	1,671,468	15,479,648

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

2 有償第三者割当

発行価格 356円、資本組入額 178円

割当先 ハイツ・キャピタル・マネジメント・インク

3 2025年5月1日から2025年6月30日までの間に、新株予約権の行使等により、発行済株式総数が1,983,870株、資本金が153,750千円及び資本準備金が153,750千円増加しております。

(5)【所有者別状況】

2025年4月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 （人）	-	2	29	150	51	140	25,806	26,178	—
所有株式数 （単元）	-	3,951	103,755	49,991	32,038	6,241	906,795	1,102,771	16,306
所有株式数 の割合（％）	-	0.358	9.408	4.533	2.905	0.565	82.228	100.00	—

(注) 当社所有の自己株式は、246株であり、「個人その他」欄に2単元、「単元未満株式の状況」欄に46株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2025年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
楽天証券株式会社	東京都港区青山2丁目6番21号	4,614,600	4.18
山田 祥美	東京都中野区	3,496,500	3.17
永野 恵嗣	東京都世田谷区	1,858,100	1.68
モルガン・スタンレーMUFG証券 株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番7号	1,586,973	1.44
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	1,441,000	1.31
三和不動産株式会社	東京都新宿区西新宿5丁目21番8号	1,233,700	1.12
佐々木 保典	東京都港区	918,600	0.83
松本 松二	東京都渋谷区	840,000	0.76
小林 達雄	千葉県木更津市	820,000	0.74
MORGAN STANLEY & CO. LLC	1585 BROADWAY NEWYORK, NEWYORK 10036 ,U.S.A	710,945	0.64
計	—	17,520,418	15.89

(注) 2019年4月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書を含む）において、ハイツ・キャピタル・マネジメント・インクが2025年7月3日現在で以下の株式等を所有している旨が記載されているものの、当社として当連結会計期間末現在における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には反映しておりません。

なお、その大量保有報告書（変更報告書を含む）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ハイツ・キャピタル・マネ ジメント・インク	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、 ウィルミントン、スイート715、1201Nオ レンジストリート、ワン・コマース・セ ンター	27,094,546	19.80

(注) 保有株券等の数には、新株予約権及び新株予約権付社債の保有に伴う保有潜在株式の数が含まれておりま
す。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 110,276,900	1,102,769	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 16,306	—	—
発行済株式総数	110,293,406	—	—
総株主の議決権	—	1,102,769	—

【自己株式等】

2025年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株 式 会 社 ス リ ー ・ デ ィ ー ・ マ ト リ ッ ク ス	東京都千代田区麹町三丁目2番4号	200	-	200	0.00
計	—	200	-	200	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （千円）	株式数（株）	処分価額の総額 （千円）
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他（ - ）	—	—	—	—
保有自己株式数	246	—	246	—

（注）当期間における保有自己株式数には、2025年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は年1回の期末配当の実施及び利益に応じて中間配当を実施していくことを基本方針としております。しかしながら、当社は、いまだ主力製品である止血材の営業体制確立や今後の医療製品の開発に向けた研究開発活動へ資金を充当する段階であり、設立以来配当を実施しておらず、また、第21期事業年度末においても配当可能な状況にありません。今後も当面は営業体制確立や研究開発活動へ資金を優先的に充当していく予定であり、株主に対する利益還元については重要な経営課題と認識しておりますが、累積損失が処理された段階において、財務状態及び経営成績を勘案しつつ配当の実施について検討する所存であります。

また、当社の配当決定機関は株主総会ですが、中間配当につきましては会社法第454条第5項に定める中間配当を取締役会決議で行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

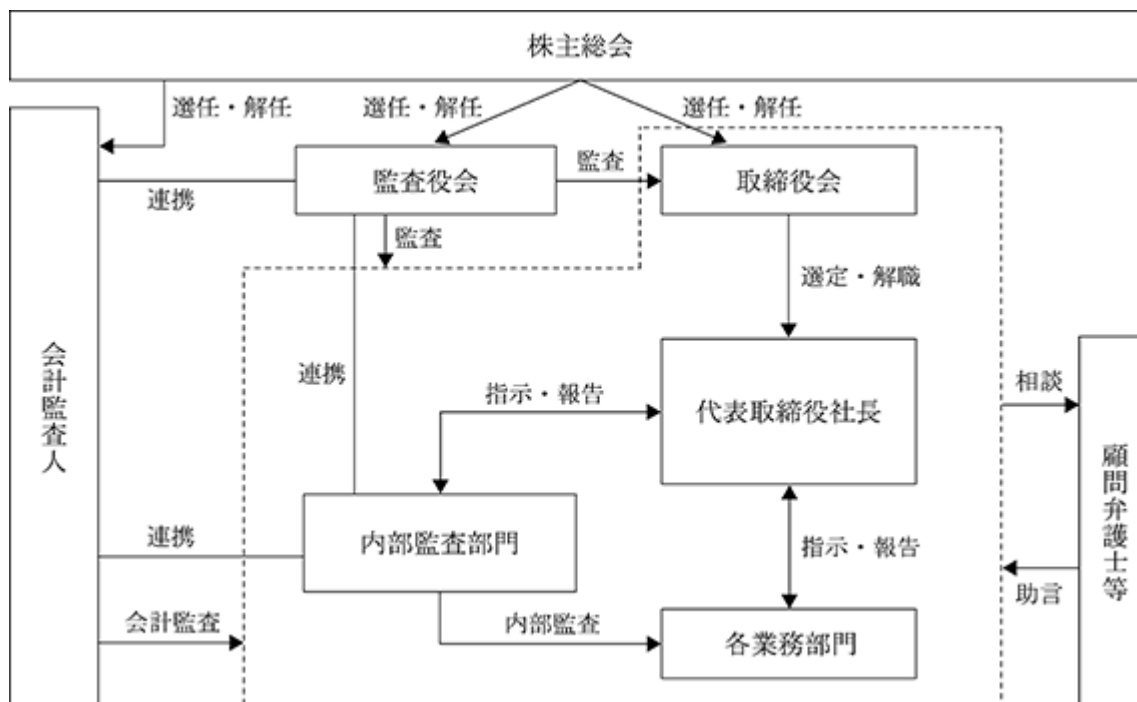
当社グループは、「バイオマテリアルによって医療の進展に貢献する」という企業理念のもと、株主の皆様、お客様をはじめ、取引先、従業員等のステークホルダーから信頼される企業グループであり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最も重要な課題の一つと認識し、整備を進めております。

そして、透明で健全性の高い企業経営を目指すとともに、コンプライアンスの徹底を経営の基本として位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実で公正な企業活動を推進してまいります。

また、経営の透明性を高めるために、法定開示はもとより、ディスクロージャーを重視して適時開示を行うとともに、当社ホームページを通じ、IR情報の開示等を行うことでより一層説明責任の充実を図っていく所存であります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示しますと次のとおりであります。



a. 企業統治の体制の概要

1) 取締役会について

当社の取締役会は法令、定款、当社取締役会規則に基づき、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営の基本方針、業務の重要事項等の意思決定及び業務の進捗報告を行い、また、取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行っております。

当社の取締役会は、本書提出日現在において取締役6名（代表取締役社長：岡田淳、取締役会長：永野恵嗣、取締役：小林智、天沼利彦、茂木龍平、社外取締役：菅野みずき）で構成されており、効率的な意思決定体制及び監督体制が整えられております。

2) 監査役会について

当社の監査役会は、本書提出日現在において常勤監査役1名（竹本毅）、非常勤監査役2名（大川原紀之、伊藤耕一郎）の計3名で構成され、全員が社外監査役です。非常勤監査役には企業会計や企業法務に精通した公認会計士・弁護士の人材を登用しております。

当社の監査役会は法令、定款、当社監査役会規則に基づき毎月1回開催され、必要に応じて適宜臨時監査役会を開催しております。また、各監査役は年間の監査方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要会議へ出席する等取締役の職務執行について監査しております。

b. 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、当社の企業規模及び事業内容を勘案し、監査役会設置会社として、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する経営管理体制を備えており、取締役会においては社内取締役5名に対し社外取締役1名選任していることから、現状の体制で外部からの経営監視機能は十分に果たされていると判断しております。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において内部統制システムの基本方針について、以下の事項について決議しています。

また、この基本方針に基づいて業務運営を適正かつ効率的に遂行するために、会社業務の意思決定及び業務実施に関する各種社内規程を制定・運用することにより、職務権限の明確化と適切な牽制が機能する体制を整備しております。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他体制
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 6) 監査役の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 7) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
- 9) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

b. コンプライアンス体制の整備の状況

法務及びコンプライアンスに関する事項については経営企画室で対応しておりますが、重要な法的判断やコンプライアンスに関する突発的に発生する諸問題等については、適宜顧問弁護士から適切な助言と指導を受けております。

c. リスク管理体制の状況

当社のリスク管理体制は、当社リスク管理規程に基づき、リスクマネジメントの推進に関する課題等を協議し、対応等を承認する決定機関として取締役会を位置付け、経営企画室が事務局となっております。平常時のリスク管理のみならず、事故発生時の緊急対応の体制を予め整備し、リスクの未然防止と軽減に努めております。

d. 子会社の業務の適正性を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において内部統制システムの基本方針について、以下の事項について決議しています。

この基本方針に基づいて、当社取締役会にて子会社における重要事項の審議及び決議並びに業務執行の報告が行われております。

- 1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制
- 6) 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

e. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当社の社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

f. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の役員等であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が填補するものです。故意又は重過失に起因する損害保険請求は、上記保険契約により補填されず、また、填補する額について限度額を設けることにより、役員の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

g. 取締役の定数

当社の取締役については、10名以内とする旨を定款に定めております。

h. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

i. 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものであります。

j. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

k. 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
岡田淳	12回	12回
永野恵嗣	12回	12回
新井友行（注）	8回	8回
小林智	12回	12回
三木貴生（注）	1回	1回
天沼利彦	12回	7回
茂木龍平	12回	12回
島村和也	12回	12回

（注）1．新井友行氏は、2024年12月31日付で取締役を辞任しておりますので、辞任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

2．三木貴生氏は、2024年5月31日付で取締役を辞任しておりますので、辞任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

なお上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

取締役会においては、株主総会に関する事項、取締役に関する事項、社内規則に関する事項、資金調達に関する事項、経営及び決算に関する事項、その他重要な業務執行について具体的に検討、決議しております。当事業年度においては、中期経営計画、新株予約権の発行等について審議及び決議が行われたほか、月次の事業進捗や業績にかかる報告が行われました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数(株)
代表取締役 社長	岡田 淳	1974年 7 月31日	1998年 4 月 2005年 8 月 2007年 7 月 2012年 7 月 2016年 3 月	ベイン・アンド・カンパニー 東京事務所入所 当社入社 経営企画部マネー ジャー就任 当社取締役就任 当社取締役副社長就任 当社代表取締役社長就任(現 任)	(注) 4	204,000
取締役 会長	永野 恵嗣	1954年 6 月 8 日	1978年 4 月 1986年 6 月 1993年 4 月 1994年 4 月 2000年 4 月 2004年 5 月 2016年 3 月	エクソン化学㈱(現エクソン モービル(有))入社 ベイン・アンド・カンパニー 東京事務所入所 同所パートナー就任 同所韓国事務所長就任 New Media Japan, Inc.設立 日本代表就任 当社設立 代表取締役会長就任 当社取締役会長(現任)	(注) 4	1,858,100
取締役	小林 智	1980年11月 3 日	2005年 8 月 2007年 4 月 2014年 5 月 2017年 7 月 2021年 7 月	フレゼニウスメディカルケア ジャパン入社 当社入社 事業開発部 当社事業開発部マネージャー 就任 当社執行役員事業開発部長就 任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注) 4	34,500
取締役	天沼 利彦	1975年11月27日	2000年 4 月 2009年 4 月 2010年 7 月 2012年11月 2017年10月 2019年 7 月 2021年 7 月	ベイン・アンド・カンパニー 東京事務所入所 ヘッドストロング㈱(現ジェ ンバクトコンサルティング ㈱)マネージング・コンサル タント就任 ソニー㈱マネージャー就任 3-D Matrix, Inc. マネー ジャー就任 ㈱JBIC IG Partners インベス トメントディレクター就任 当社執行役員北米事業統括部 長就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注) 4	—
取締役	茂木 龍平	1967年 1 月16日	1994年 4 月 2001年 6 月 2003年 8 月 2022年 1 月 2023年 7 月	弁護士登録(東京弁護士会所 属) 柳田野村赤井法律事務所 (現・柳田国際法律事務所) 入所 De Bandt, Van Hecke, Lagae & Loesche法律事務所(在ブ リュッセル 2002 年に Linklatersと合併)入所 弁護士法人大江橋法律事務所 (東京事務所)入所 当社入社 ジェネラルカウンセ ル就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数(株)
取締役	菅野 みづき	1981年3月29日	2011年12月 2014年9月 2016年11月 2021年1月 2025年7月	弁護士登録（東京弁護士会所属） ブレークモア法律事務所入所 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所 弁護士法人大江橋法律事務所入所 同事務所パートナー就任 当社取締役就任（現任）	（注）4	—
監査役 (常勤)	竹本 毅	1956年1月13日	1980年4月 2002年7月 2004年5月 2007年9月 2008年6月 2010年2月 2012年2月 2019年3月 2024年7月	㈱日立製作所 入社 New Media Japan, Inc. マネージャー 当社代表取締役社長 就任 Unisantis FZE 日本事務所代表 就任 ニュースコープアジアパシフィック㈱ 取締役社長就任 ㈱グリーントレード 代表取締役社長 就任 ㈱JANAソリューション 事業開発本部長 就任 日東商事㈱ 開発営業部長 就任 当社監査役就任（現任）	（注）5	—
監査役	大川原 紀之	1970年6月9日	2001年10月 2005年1月 2006年6月 2008年8月 2016年7月 2018年6月 2022年10月 2023年7月	弁護士登録（東京弁護士会所属） 松尾総合法律事務所（現・弁護士法人松尾総合法律事務所）入所 弁護士法人大江橋法律事務所（東京事務所）入所 桜坂法律事務所（現・ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所）共同設立・パートナー弁護士 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 共同設立・パートナー弁護士 学校法人マックス学園 理事（現任） 天龍ホールディングス株式会社 監査役（現任） 虎ノ門3丁目法律事務所 設立・代表弁護士（現任） 当社監査役就任（現任）	（注）5	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数(株)
監査役	伊藤 耕一郎	1972年 9 月26日	1997年 4 月	ゴールドマン・サックス証券会社入社	(注) 5	—
			2005年11月	税理士法人中央青山（現PwC税理士法人） 入社		
			2009年 7 月	公認会計士登録		
			2011年 5 月	伊藤国際会計税務事務所開業代表就任（現任）		
			2012年 1 月	ノベル国際コンサルティング有限責任事業組合 パートナー就任（現任）		
			2014年 2 月	Bridge Capital Asset Management(株) 監査役就任（現任）		
			2017年 2 月	VISITS Technologies(株) 監査役就任（現任）		
			2018年 6 月	(株)エス・エム・エス 社外取締役（監査等委員）就任		
			2020年 2 月	アクトホールディングス(株) 取締役就任（現任）		
			2020年 6 月	地盤ネットホールディングス(株) 社外監査役就任（現任）		
			2020年10月	モイ(株) 社外監査役就任（現任）		
			2022年 6 月	(株)いい生活 社外取締役（監査等委員）就任（現任）		
			2022年 8 月	大和証券オフィス投資法人 監督役員就任（現任）		
			2024年 7 月	当社監査役就任（現任）		
計						2,096,600

- (注) 1 取締役菅野みずきは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 当社は、取締役菅野みずきを東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 3 監査役竹本毅、大川原紀之及び伊藤耕一郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 4 取締役の任期は、2025年7月24日開催の定時株主総会の終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 監査役大川原紀之の任期は、2023年7月27日開催の定時株主総会の終結後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。監査役竹本毅及び伊藤耕一郎の任期は、2024年7月25日開催の定時株主総会の終結後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 6 新井友行氏は、2024年12月31日付で取締役を辞任いたしました。

社外役員の状況

当社の社外役員については、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための基準又は方針については、東京証券取引所の有価証券上場規程に関する取扱要領等を参考にしております。

(当社と当社の社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要)

社外取締役菅野みずきは、弁護士法人大江橋法律事務所のパートナー、株式会社BJCの社外取締役(監査等委員)及びニッセイアセットマネジメント株式会社の社外監査役を兼任しております。各社と当社の間には、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役大川原紀之は、学校法人マックス学園の理事、天龍ホールディングス(株)の監査役及び虎ノ門3丁目法律事務所の代表弁護士を兼任しております。各社と当社の間には、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役伊藤耕一郎は、伊藤国際会計税務事務所代表、地盤ネットホールディングス株式会社及びモイ株式会社の社外監査役、株式会社いい生活の社外取締役(監査等委員)、大和証券オフィス投資法人の監督役員を兼任しております。各社と当社の間には、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役菅野みずきは、弁護士としての専門的な知識・経験等を有しております。当社は、同氏に対し、公正かつ客観的視点で、独立性をもって常勤取締役の業務執行の監督機能を果たす役割を期待しております。

社外監査役竹本毅は、企業経営者としての豊富な知識及び経験を有しております。当社は、同氏に対し、独

立・公正な立場からの当社の経営全般に亘る監査・助言を期待しております。

社外監査役大川原紀之は、弁護士として企業の法務面の問題対応について精通しております。当社は、同氏に対し、独立・公正な立場からの会社経営における法務面の監査・助言を期待しております。

社外監査役伊藤耕一郎は、公認会計士として企業の会計監査業務に精通しております。当社は、同氏に対し、独立・公正な立場からの会計監査人とは別の視点での当社の財務状況の監査・助言を期待しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は毎月1回以上開催される取締役会において、内部統制監査を含めた会社の状況を把握するとともに、監査役会にオブザーバーとして参加し、監査役との意見交換を行っております。また、会計監査及び内部統制部門との連携においては、三様監査にオブザーバーとして参加し、情報共有、意見交換を行っております。

社外監査役は、毎月1回開催される監査役会及び必要に応じて開催される臨時監査役会において、監査の実施、情報の共有、意見交換等を通じて、監査機能の強化を図るとともに、内部監査を行っている経営企画室及び会計監査人との間においても、定期的かつ必要に応じて情報交換を行い、相互連携することにより、監査機能の有効性及び内部統制の強化に努めております。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

a 監査役監査の組織・人員及び手続

- ・当社は監査役会設置会社で常勤監査役1名（社外監査役）、非常勤監査役2名（社外監査役）の3名で構成されております。
- ・監査役監査の手続、役割分担は前期末までに策定する当期の監査基本方針及び重点監査項目、役割分担に基づき監査を実施しております。
- ・各監査役の経験及び能力

氏名	経験及び能力
常勤監査役（社外） 竹本 毅	企業経営者としての豊富な知識・経験を有しております。
非常勤監査役（社外） 大川原 紀之	弁護士として企業の法務面の問題対応に精通しております。
非常勤監査役（社外） 伊藤 耕一郎	公認会計士として企業の会計監査業務に精通しております。
常勤監査役（社外） 河邊 務	社会保険労務士として企業の管理業務に精通しており、また他社において経理・財務の経験も有しております。
非常勤監査役（社外） 羽入 敏祐	公認会計士として企業の会計監査業務に精通しております。

（注）非常勤監査役河邊務及び羽入敏祐は、2024年7月25日開催の第20期定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。

b 監査役会の活動状況

- ・監査役会の開催頻度・個々の監査役の出席状況

当社は定時監査役会を月次で開催しており、また、必要に応じて臨時監査役会（当事業年度7回）を開催しております。

当事業年度の監査役の出席状況については、次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
竹本 毅	13回	13回（100％）
大川原 紀之	16回	13回（100％）
伊藤 耕一郎	13回	13回（100％）
河邊 務	3回	3回（100％）
羽入 敏祐	3回	3回（100％）

（注）常勤監査役竹本毅及び非常勤監査役伊藤耕一郎は、2024年7月25日開催の第20期定時株主総会にて新任されました。

定時監査役会の平均所要時間は1時間程度、定時取締役会の開催時間前に実施し、取締役会付議事項に関して協議議案の一つとしております。そして年間を通じ次のような決議、協議を行いました。

決議事項：監査役監査基本方針・重点監査項目・職務分担・年間監査スケジュール、会計監査人の評価及び選任（再任）、監査役会監査報告書等。

協議事項：監査役会決議事項は、決議前に少なくとも1回以上協議を実施しております。取締役会付議事項の事前確認、監査役会主催の代表取締役へのヒアリング、三様監査の事前確認等。

臨時監査役会の平均所要時間は1時間程度、必要に応じて開催しております。そして次のような協議を行いました。

協議事項：各四半期決算・本決算開示前の開示資料に関する適法性、第三者割当増資の適法等。

c 監査役の主な活動等

- ・代表取締役へのヒアリング
四半期に1回の頻度で実施（全監査役）
- ・三様監査連絡会の開催
半期に1回の頻度で実施（全監査役）
- ・重要な会議への出席
取締役会、全体会議への出席（非常勤監査役は取締役会のみ）
- ・重要な決裁書類等の閲覧
稟議書、契約書等（常勤監査役）
- ・往査
会計書類、内部統制、各種議事録等（常勤監査役）
- ・社外取締役との連携（全監査役）
社外取締役は、監査役会、代表取締役へのヒアリング、三様監査連絡会にオブザーバーとして参加しております。

内部監査の状況

当社は、経営企画室にて内部監査を実施しており、また、経営企画室の経営企画業務に対する内部監査は、管理部が実施しております。

内部監査担当者は、内部監査責任者が予め作成し代表取締役社長に承認された年度監査計画に沿って、被監査部門に対して通知を行い、監査計画に沿って往査・実査・担当者や責任者へのヒアリング等により監査を実施し、代表取締役社長、取締役会及び監査役会に内部監査報告書を提出しております。

代表取締役社長は、その報告に基づき要改善事項について改善指示を被監査部門責任者に対して行います。当該責任者は早急に改善対応を行い、その結果を内部監査担当者、代表取締役社長、取締役会及び監査役会に対して改善報告書により報告しております。

取締役会及び監査役会は、内部監査担当者が必要な情報を共有するとともに意見交換を行うことで、監査の連携に努めております。また、会計に関する内部監査の結果は、適宜必要な情報を会計監査人とも共有し連携を深めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 提出会社の財務書類について連続して監査関連業務を行っている場合におけるその期間

18年間

業務執行社員のローテーションに関しては適切に実施されており、原則として連続して7会計期間を超えて監査業務に関与しておりません。

なお、筆頭業務執行社員について連続して5会計期間を超えて監査業務に関与しておりません。

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 秋田 秀樹 （継続監査年数 2年）
指定有限責任社員 業務執行社員 土居 一彦 （継続監査年数 6年）
指定有限責任社員 業務執行社員 桑垣 圭輔 （継続監査年数 1年）

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他10名であります。

e. 会計監査人の選定方針と理由

当社は、太陽有限責任監査法人より同法人の体制等について説明を受け、同法人の独立性、品質管理体制、専門性の有無、当社グループが行っている事業分野への理解度及び監査報酬を総合的に勘案し評価した結果、当該監査法人を会計監査人並びに監査公認会計士等として選定することが妥当であると判断いたしました。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(会計監査人の解任又は不再任の決定の方針)

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査役会全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、太陽有限責任監査法人は、金融庁から2023年12月26日付で業務停止処分を受けており、その概要は以下のとおりであります。

1) 監査法人の業務停止処分に関する事項

a) 処分対象

太陽有限責任監査法人

b) 処分の内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日)

c) 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

2) 太陽有限責任監査法人を監査法人として選定した理由

当社の監査役会は、太陽有限責任監査法人が当社の会計監査人並びに監査公認会計士等として適格であるかを判断するために、行政処分の内容、処分を受けるに至った理由、背景について報告を受けるとともに、同監査法人が金融庁に提出した業務改善計画の内容についてヒアリングを実施しました。

その結果、同監査法人の再発防止に向けた改善への取組及び当社に対する会計監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、選定方針に照らして再任について同意しました。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査法人に対し評価を行っています。この評価は、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、具体的には「会計監査人の評価基準項目の時系列表示」を利用しています。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	35,200	—	34,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	35,200	—	34,000	—

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、各事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Grant Thorntonのネットワーク・ファーム)に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	—	—	—	—
連結子会社	7,179	—	6,909	—
計	7,179	—	6,909	—

c. 監査報酬の決定方針

当社は、監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、監査計画、監査体制と日程、事業規模、業態等を勘案し、適切に決定しております。

d. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

監査役監査、内部監査部監査及び会計監査人監査との連携並びに内部統制部門との関係

監査役会は、経営企画室及び会計監査人との三様監査連絡会を半期に1回開催し、各監査方針・監査計画・重点監査項目等について期初に意見交換を行うほか、第二四半期及び本決算における監査結果等について適宜報告を行い、効率的かつ実効性の高い各監査のための情報交換を行っております。

常勤監査役は、経営企画室及び管理部と都度情報交換を実施し、業務進捗の確認や課題等の把握を行っております。

常勤監査役は、会計監査人より中間期及び期末決算の往査終了時に会計監査及び内部統制監査の進捗状況及び結果の報告を受け、意見交換を行っております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

A 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は2021年7月30日開催の第17期定時株主総会において年額350,000千円以内(うち社外取締役分30,000千円以内)とご決議いただいております。なお、報酬等の額は、使用人兼務取締役の使用人の給与は含まないものとしております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち社外取締役1名)です。

監査役の報酬限度額は2012年7月26日開催の第8期定時株主総会において年額30,000千円以内とご決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役3名)です。

なお、当社の定款において、取締役は10名以内、監査役は4名以内と定めております。

B 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2021年3月1日施行の会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により、株主総会決議に基づく取締役の報酬等について、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めることが求められていることから、2021年2月25日開催の取締役会において、以下の方針を決議しております。

)決定方針の内容の概要

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社グループの業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

・業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績/個別指標（KPI）を反映した現金報酬としております。各事業年度の事業進展や目標指標に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することとしております。目標となる指標とその値は、中期経営計画と整合するよう設定し、適宜、環境の変化に応じて監査役会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

非金銭報酬等は、ストック・オプション報酬とし、内容、数の算定方法、報酬等を与える時期、条件の決定に関して取締役会にて決定するものとしております。

・金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会の委任を受けた代表取締役が決定するものとしております。決定の際には監査役会の答申内容を尊重し、代表取締役の報酬の構成割合は、基本報酬：業績連動報酬等（賞与）：非金銭報酬等＝70％：20％：10％を目安とし、他の取締役の報酬構成割合は、代表取締役の報酬構成割合に準じて、職責や報酬水準を考慮し決定することとしております。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役会は当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、監査役会に原案を提出し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定することとしております。なお、非金銭報酬等は監査役会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議するものとしております。

)当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等に内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、2021年7月30日開催の取締役会において第17期有価証券報告書に記載したものと同一内容の判断根拠に基づき決議を行っております。当該内容は、基本報酬については2021年2月25日開催の取締役会において決議した上記決定方針と実質的には同一内容であり、取締役会は決定方針に沿うものと判断しております。

C 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

監査役の報酬等の額は、2012年7月26日開催の第8期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議された

当該限度内で、監査役の協議により決定するものとしております。

D 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2024年7月25日開催の取締役会において代表取締役社長岡田淳に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は各取締役の担当事業の業績を踏まえた各取締役の基本報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適切と判断されるためであります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	116,308	112,062	—	4,246	7
社外取締役	5,400	5,400	—	—	1
社外監査役	14,249	14,249	—	—	5

役員毎の連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

(1) 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動による利益や配当金の受取等によつての利益確保を目的としている投資を純投資目的である投資株式、それ以外の投資を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

(2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、上場株式を保有しておりませんので、記載を省略いたします。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	7,688
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

(3) 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年5月1日から2025年4月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年5月1日から2025年4月30日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当連結会計年度 (2025年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,363,538	1,580,268
売掛金	1,224,256	1,970,154
棚卸資産	¹ 2,860,903	¹ 2,491,183
前渡金	233,886	183,345
その他	162,705	238,560
貸倒引当金	53,540	44,725
流動資産合計	5,791,750	6,418,787
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	8,064	8,064
減価償却累計額及び減損損失累計額	8,064	8,064
建物及び構築物（純額）	—	—
機械装置及び運搬具	35,940	38,480
減価償却累計額及び減損損失累計額	35,940	38,480
機械装置及び運搬具（純額）	—	—
工具、器具及び備品	128,447	127,501
減価償却累計額及び減損損失累計額	128,447	127,501
工具、器具及び備品（純額）	—	—
リース資産	90,610	90,610
減価償却累計額及び減損損失累計額	90,610	90,610
リース資産（純額）	—	—
有形固定資産合計	—	—
無形固定資産	—	—
投資その他の資産		
投資有価証券	8,405	7,688
その他	86,125	86,644
投資その他の資産合計	94,531	94,332
固定資産合計	94,531	94,332
資産合計	5,886,282	6,513,120

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当連結会計年度 (2025年4月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2, 3 300,000	2, 3 300,000
未払金	354,425	602,863
未払費用	443,643	459,984
未払法人税等	333,980	87,437
その他	104,801	128,603
流動負債合計	1,536,851	1,578,888
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	3 3,873,820	3 2,640,683
その他	122,303	77,354
固定負債合計	3,996,123	2,718,038
負債合計	5,532,974	4,296,926
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,818,459	15,489,928
資本剰余金	13,808,179	15,479,648
利益剰余金	23,764,244	26,265,490
自己株式	153	153
株主資本合計	3,862,241	4,703,933
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	382	334
為替換算調整勘定	3,997,920	2,958,678
その他の包括利益累計額合計	3,997,538	2,959,013
新株予約権	488,604	471,274
純資産合計	353,307	2,216,194
負債純資産合計	5,886,282	6,513,120

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)
事業収益		
売上高	1 4,588,818	1 6,934,144
事業収益合計	4,588,818	6,934,144
事業費用		
売上原価	1, 2 1,502,416	1, 2 2,509,550
研究開発費	3 555,593	3 498,200
販売費及び一般管理費	4 4,647,847	4 5,082,560
事業費用合計	6,705,857	8,090,311
営業損失 ()	2,117,039	1,156,167
営業外収益		
受取利息	53	598
為替差益	2,345,392	—
受取手数料	3,219	4,732
補助金収入	3,501	2,680
その他	13,892	2,851
営業外収益合計	2,366,060	10,863
営業外費用		
支払利息	83,764	74,414
支払手数料	3,415	4,549
株式交付費	9,121	12,089
為替差損	—	1,128,570
棚卸資産廃棄損	12,536	—
その他	42	118,807
営業外費用合計	108,881	1,338,431
経常利益又は経常損失 ()	140,139	2,483,735
特別利益		
新株予約権戻入益	58,752	20,120
受取補償金	—	5 44,749
特別利益合計	58,752	64,869
特別損失		
減損損失	6 24,716	6 22,449
送金詐欺損失	7 198,807	—
製造停止損失	—	8 37,806
特別損失合計	223,523	60,255
税金等調整前当期純損失 ()	24,631	2,479,120
法人税、住民税及び事業税	230,873	22,124
法人税等合計	230,873	22,124
当期純損失 ()	255,505	2,501,245
親会社株主に帰属する当期純損失 ()	255,505	2,501,245

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)
当期純損失（ ）	255,505	2,501,245
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	830	717
為替換算調整勘定	2,181,582	1,039,242
その他の包括利益合計	1 2,180,752	1 1,038,524
包括利益	2,436,257	1,462,720
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,436,257	1,462,720
非支配株主に係る包括利益	—	—

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,675,385	12,665,105	23,508,739	153	1,831,599
当期変動額					
新株の発行	1,143,073	1,143,073			2,286,147
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			255,505		255,505
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,143,073	1,143,073	255,505	—	2,030,641
当期末残高	13,818,459	13,808,179	23,764,244	153	3,862,241

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差 額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計 額合計		
当期首残高	447	1,816,337	1,816,785	509,958	524,771
当期変動額					
新株の発行					2,286,147
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）					255,505
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	830	2,181,582	2,180,752	21,354	2,202,106
当期変動額合計	830	2,181,582	2,180,752	21,354	171,464
当期末残高	382	3,997,920	3,997,538	488,604	353,307

当連結会計年度(自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,818,459	13,808,179	23,764,244	153	3,862,241
当期変動額					
新株の発行	1,671,468	1,671,468			3,342,937
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			2,501,245		2,501,245
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,671,468	1,671,468	2,501,245	—	841,692
当期末残高	15,489,928	15,479,648	26,265,490	153	4,703,933

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差 額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計 額合計		
当期首残高	382	3,997,920	3,997,538	488,604	353,307
当期変動額					
新株の発行					3,342,937
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）					2,501,245
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	717	1,039,242	1,038,524	17,329	1,021,194
当期変動額合計	717	1,039,242	1,038,524	17,329	1,862,886
当期末残高	334	2,958,678	2,959,013	471,274	2,216,194

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失（ ）	24,631	2,479,120
減損損失	24,716	22,449
送金詐欺損失	198,807	—
新株予約権戻入益	58,752	20,120
支払利息	83,764	74,414
株式交付費	9,121	12,089
株式報酬費用	36,767	23,418
為替差損益（ は益）	2,554,061	1,187,075
受取利息	53	598
売上債権の増減額（ は増加）	482,750	815,261
棚卸資産の増減額（ は増加）	419,872	294,433
前渡金の増減額（ は増加）	321,066	49,730
前払費用の増減額（ は増加）	4,394	5,487
未払金の増減額（ は減少）	162,703	270,533
未払費用の増減額（ は減少）	257,745	48,662
その他	318,434	48,605
小計	1,617,049	1,386,387
利息の受取額	53	598
利息の支払額	83,764	77,921
法人税等の支払額	308	250,388
送金詐欺損失	198,807	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,899,876	1,714,099
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,009	11,610
無形固定資産の取得による支出	3,324	702
長期前払費用の取得による支出	24,718	17,770
その他	706	3,218
投資活動によるキャッシュ・フロー	29,758	33,301
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	200,000	—
株式の発行による収入	2,246,690	2,616,470
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	660,660	—
転換社債型新株予約権付社債の償還による支出	660,660	599,318
新株予約権の発行による収入	48,197	—
その他	32,324	3,415
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,062,563	2,013,736
現金及び現金同等物に係る換算差額	59,706	49,605
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	192,635	216,729
現金及び現金同等物の期首残高	1,170,903	1,363,538
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,363,538	1 1,580,268

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、医療製品の研究開発投資を行う先行投資型企業であります。主力製品である止血材は、既にグローバルに販売を開始しておりますが、現時点でも止血材の営業体制確立等のために相当額の先行費用を計上していることから、前連結会計年度以前より継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。また、当連結会計年度においても、営業損失1,156,167千円及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると認識しております。

今後、当社グループは当該状況をいち早く解消し、経営基盤の安定化を実現するために、以下の改善策に取り組んでまいります。

(1)事業収益拡大とコスト削減

当社グループは、主力製品である止血材について、欧州及びオーストラリアに続き、内視鏡先進国である日本及び世界最大の市場を有する米国においても、本格的に製品販売を開始しております。売上成長を最大化するために、各極において営業体制を確立・拡大し、相応の営業費用を投じてまいりましたが、短期的には奏功せず当連結会計年度も営業損失が継続する結果となりました。今後一時的には、当社止血材の優位性が高く、売上成長が確実に見込まれる消化器内視鏡領域に事業領域を絞り込み、他領域の営業体制は利益貢献が確実に見込まれる範囲内での活動に留めることで、マーケティング費用を含む営業経費を削減し、収益確保を最優先に進めてまいります。

研究開発に関しては、次世代止血材や粘膜炎の創傷治癒等の注力分野を除き、新規開発を一時的に中断し、注力分野においても、臨床試験を必要としない又は最小規模で実施できる等、グローバルで見て最も有利な市場を選びながらコストと時間の最小化に努めております。

(2)資金調達

当社グループの事業運営及び研究開発を進めるための十分な資金確保に向けて、米国においてバイオ業界への投資に多くの実績を有する投資ファンドのハイツ・キャピタル・マネジメント・インクに対し、2024年4月に第39回新株予約権を発行いたしました。これにより、当連結会計年度において、第39回新株予約権の権利行使により2,628,560千円を調達することができました。一方で、既発行の社債について早期償還条項の適用による一部償還により、2024年9月に第7回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち62,500千円を、2024年10月に第6回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち256,250千円を、2024年11月に第5回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち220,636千円を償還しております。

また、株式会社りそな銀行とコミットメントライン契約を締結しており、安定的な事業資金の確保に取り組んでおります。今後も引き続き、金融機関からの借入を含む様々な資金調達を検討し、継続的な財務基盤の強化に努めてまいります。

しかしながら、「(1)事業収益拡大とコスト削減」については、製品販売の拡大や収益構造の改善が想定どおりに進まないリスクがあります。また、「(2)資金調達」については、株式市場の動向や株価の下落等により新株予約権の行使による資金を確保できないリスクや、借入金にかかる財務制限条項への抵触により当社が期限の利益を喪失し又は転換社債型新株予約権付社債にかかる早期償還条項の適用により最終償還日より前に当社が返済義務を負うリスクがあります。

これらのリスクにより、事業運営及び研究開発のための十分な資金が確保できない可能性があり不確実性があるため、現時点において継続企業の前提に重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

7社

主要な連結子会社の名称

3-D Matrix, Inc.

3-D Matrix Europe SAS.

3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd

なお、当連結会計年度において、連結子会社であった3-D Matrix (Beijing) Biotechnology Co.,Ltd は、清算結了したため連結の範囲から除外しております。なお、清算結了までの損益計算書は連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

棚卸資産

・製品、原材料、貯蔵品

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

・仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物

主に定率法によっております。

（但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。）

機械装置及び運搬具

定額法によっております。

工具、器具及び備品

主に定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

機械装置及び運搬具 8年

工具、器具及び備品 4～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

長期前払費用

定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

製品の販売（日本・オランダ・オーストラリア・米国他）については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されたと判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品・値引及び割戻等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

棚卸資産

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2024年４月30日)	当連結会計年度 (2025年４月30日)
棚卸資産	2,860,903	2,491,183
棚卸資産評価損（売上原価）	60,587	619,986

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価方法は、原則として取得原価をもって連結貸借対照表価額とし、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価よりも下回っている場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

当該見積りについては、実勢販売価額等に基づき正味売却価額を算定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により影響を受ける場合があり、見積りと異なった場合には、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)他、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものとあります。

(2) 適用予定日

2028年4月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額については、現時点では評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取手数料」及び「補助金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた20,613千円は、「受取手数料」3,219千円、「補助金収入」3,501千円及び「その他」13,892千円として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 棚卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当連結会計年度 (2025年4月30日)
商品及び製品	1,687,695 千円	1,293,454 千円
仕掛品	405,789 "	468,440 "
原材料及び貯蔵品	767,418 "	729,288 "

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社りそな銀行との間で貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当連結会計年度 (2025年4月30日)
貸出コミットメントの総額	300,000 千円	300,000 千円
借入実行残高	300,000 "	300,000 "
差引額	- 千円	- 千円

3 財務制限条項及び早期償還条項

前連結会計年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

株式会社りそな銀行からの貸出コミットメント契約については、財務制限条項が付されております。

- (1) 2024年4月期末日の連結貸借対照表における純資産の部の金額を5億円以上に維持すること。
 - (2) 2024年4月期末日の連結貸借対照表における借入金を含算した金額の1.2倍以上の現預金を維持すること。
- 当連結会計年度末に借入金に係る一部の契約について財務制限条項に抵触しておりますが、期限の利益の喪失に係る権利を行使しないことについて、借入金融機関の合意を得ております。

第5回乃至第7回無担保転換社債型新株予約権付社債については、早期償還条項が付されております。

- (1) 転換価額修正日に当該修正価額が下限転換価額を下回る場合、当社は、転換社債型新株予約権付社債5個又は未転換の転換社債型新株予約権付社債のいずれか小さい方を早期償還するものとし、当該償還額と未払社債利息の合計額に0.9を除した金額を支払わなければならない。但し、社債権者は、上記の早期償還を次の転換価額修正日まで延期させることができる。
- (2) 第35回及び第36回新株予約権の行使による当社の累計資金調達額が660,660千円を超えた場合(以下、かかる超過分を「本超過調達分」という。)、社債権者は、本超過調達分を上限として、第5回乃至第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の全部又は一部を償還を請求することができる。

2024年5月31日時点において、第5回乃至第7回無担保転換社債型新株予約権付社債が上記(1)に抵触しておりま

す（約1,200百万円の早期償還義務発生）が、社債権者からは期限の利益の喪失に係る権利行使をご猶予いただく旨の同意を得ております。（2）につきましては、第35回新株予約権の行使による当社の累計資金調達額が660,660千円を超えております（約341百万円の早期償還義務発生）が、社債権者からは償還の請求を受けておりません。

当連結会計年度（自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日）

株式会社りそな銀行からの貸出コミットメント契約については、財務制限条項が付されております。

- （1）各四半期決算末日の連結貸借対照表における純資産の部の金額を 5 億円以上に維持すること。
- （2）各四半期決算末日の連結貸借対照表における借入金を合算した金額の1.2倍以上の現金及び預金を維持すること。

第 5 回乃至第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債については、早期償還条項が付されております。

- （1）転換価額修正日に当該修正価額が下限転換価額を下回る場合、当社は、転換社債型新株予約権付社債 5 個又は 未転換の転換社債型新株予約権付社債のいずれか小さい方を早期償還するものとし、当該償還額と未払社債利息の合計額に0.9を除した金額を支払わなければならない。但し、社債権者は、上記の早期償還を次の転換価額修正日まで延期させることができる。
- （2）第35回及び第36回新株予約権の行使による当社の累計資金調達額が660,660千円を超えた場合（以下、かかる超過分を「本超過調達分」という。）、社債権者は、本超過調達分を上限として、第 5 回乃至第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債の全部又は一部を償還を請求することができる。

当連結会計年度末においては、第 5 回乃至第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債が上記(1)に抵触しております（約1,592百万円の早期償還義務発生）が、社債権者からは期限の利益の喪失に係る権利行使をご猶予いただく旨の同意を得ております。（2）につきましては、第35回新株予約権の行使による当社の累計資金調達額が660,660千円を超えております（約342百万円の早期償還義務発生）が、社債権者からは償還の請求を受けておりません。

4 偶発債務

前連結会計年度（2024年 4 月30日）

訴訟にかかる賠償等

当社は、当連結会計年度末において、元従業員 1 名より、当社による雇用契約終了に関して解雇無効を主張して、従業員としての地位確認及び未払賃金（月額約 1 百万円及び年度末支払分約 2 百万円）の支払並びに損害賠償 3 百万円を求める訴訟の提起を受けております。現時点において当社グループの今後の業績に与える影響額を合理的に予測することは困難であります。

当連結会計年度（2025年 4 月30日）

訴訟にかかる賠償等

当社は、当連結会計年度末において、元従業員 1 名より、当社による雇用契約終了に関して解雇無効を主張して、従業員としての地位確認及び未払賃金（月額約 1 百万円及び年度末支払分約 2 百万円）の支払並びに損害賠償 3 百万円を求める訴訟の提起を受けております。現時点において当社グループの今後の業績に与える影響額を合理的に予測することは困難であります。

(連結損益計算書関係)

- 1 売上高から売上原価を差し引いた売上総損益は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)
売上総利益	3,086,401 千円	4,424,593 千円

- 2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)
棚卸資産評価損	60,587 千円	619,986 千円

- 3 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)
給料手当	256,077千円	312,607千円
法定福利費	72,332 "	76,342 "
支払報酬	198,258 "	71,247 "
退職給付費用	2,316 "	4,179 "

(表示方法の変更)

「法定福利費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より主要な費目として表示しております。

なお、この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度におきましても主要な費目として表示しております。

- 4 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)
役員報酬	201,593千円	146,399千円
給料手当	1,567,945 "	2,280,093 "
支払報酬	458,680 "	575,999 "
旅費交通費	371,610 "	377,578 "
退職給付費用	45,163 "	52,684 "

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、主要な費目として表示していた「販売手数料」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては主要な費目として表示しておりません。

- 5 受取補償金

当連結会計年度(自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)

製造停止に係る委託製造損失の補償金であります。

6 減損損失

前連結会計年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (千円)
事業用資産	工具、器具及び備品	フランス、イギリス、オランダ	442
	ソフトウェア	日本	2,410
	特許実施権、特許権、長期前払費用	日本、シンガポール	21,863

(注1) 減損損失の認識に至った経緯

当社グループは、中期経営計画に基づき事業を遂行する過程で、今後の収益見直しを見直した結果、当該事業用資産につき減損処理を行うこととし、減損損失として特別損失に計上しております。

(注2) グループिंगの方法

当社グループは、事業用資産については、地域別の区分に基づきグループングしております。

(注3) 回収可能価額の見積り方法

当資産グループの回収可能価額について、事業用資産は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零としております。

当連結会計年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (千円)
事業用資産	機械装置及び運搬具	日本	2,540
	工具、器具及び備品	アメリカ、フランス、シンガポール、イギリス、オランダ	9,411
	ソフトウェア	フランス	515
	特許権、長期前払費用	日本	9,981

(注1) 減損損失の認識に至った経緯

当社グループは、中期経営計画に基づき事業を遂行する過程で、今後の収益見直しを見直した結果、当該事業用資産につき減損処理を行うこととし、減損損失として特別損失に計上しております。

(注2) グループングの方法

当社グループは、事業用資産については、地域別の区分に基づきグループングしております。

(注3) 回収可能価額の見積り方法

当資産グループの回収可能価額について、事業用資産は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零としております。

7 送金詐欺損失

前連結会計年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

悪意ある第三者による虚偽の支払指示に基づいた資金流失被害によるものであります。

8 製造停止損失

当連結会計年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

製造停止に係る委託製造損失であります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	830千円	717千円
その他有価証券評価差額金	830	717
為替換算調整勘定		
当期発生額	2,181,582	1,039,242
為替換算調整勘定	2,181,582	1,039,242
その他の包括利益合計	2,180,752 千円	1,038,524 千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	64,384,509	17,256,200	—	81,640,709

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

第34回新株予約権の権利行使による増加	2,300,000株
第35回新株予約権の権利行使による増加	12,666,200株
第39回新株予約権の権利行使による増加	2,290,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	246	—	—	246

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	465,704
	行使価額修正条項付第25回新株予約権	普通株式	2,100,000	—	2,100,000	—	—
	行使価額修正条項付第28回新株予約権	普通株式	1,000,000	—	1,000,000	—	—
	行使価額修正条項付第31回新株予約権	普通株式	3,997,000	—	3,997,000	—	—
	行使価額修正条項付第33回新株予約権	普通株式	5,525,600	—	5,525,600	—	—
	行使価額修正条項付第34回新株予約権	普通株式	2,300,000	—	2,300,000	—	—
	行使価額修正条項付第35回新株予約権	普通株式	—	12,666,200	12,666,200	—	—
	第36回新株予約権	普通株式	—	12,622,600	—	12,622,600	2,272
	行使価額修正条項付第39回新株予約権	普通株式	—	26,000,000	2,290,000	23,710,000	20,627
	第5回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	5,538,996	1,655,679	—	7,194,675	—
	第6回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	12,500,000	725,806	—	13,225,806	—
	第7回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	2,092,050	1,667,348	—	3,759,398	—
	第8回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	—	3,690,837	3,690,837	—	—
	合計		35,053,646	59,028,470	33,569,637	60,512,479	488,604

(注 1) 目的となる株式の数は、新株予約権が行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

(注 2) 行使価額修正条項付第25回新株予約権の減少は、新株予約権の消却によるものであります。

(注 3) 行使価額修正条項付第28回新株予約権の減少は、新株予約権の消却によるものであります。

(注 4) 行使価額修正条項付第31回新株予約権の減少は、新株予約権の消却によるものであります。

(注 5) 行使価額修正条項付第33回新株予約権の減少は、新株予約権の消却によるものであります。

(注 6) 行使価額修正条項付第34回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

(注 7) 行使価額修正条項付第35回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

(注 8) 行使価額修正条項付第35回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

(注 9) 第36回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

(注10) 行使価額修正条項付第39回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

(注11) 行使価額修正条項付第39回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

(注12) 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の増加は、新株予約権の行使価額の修正によるものであります。

(注13) 第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の増加は、新株予約権の行使価額の修正によるものであります。

(注14) 第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の増加は、新株予約権の行使価額の修正によるものであります。

(注15) 第8回無担保転換社債型新株予約権付社債の増加は、新株予約権の発行による増加であります。

(注16) 第8回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、行使期限到来による消滅によるものであります。

(注17) 無担保転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	81,640,709	28,652,697	—	110,293,406

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

第39回新株予約権の権利行使による増加	23,710,000株
第6回新株予約権の権利行使による増加	1,653,225株
第7回新株予約権の権利行使による増加	3,289,472株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	246	—	—	246

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	469,002
	第36回新株予約権	普通株式	12,622,600	—	—	12,622,600	2,272
	行使価額修正条項付第39回新株予約権	普通株式	23,710,000	—	23,710,000	—	—
	第5回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	7,194,675	—	1,199,113	5,995,562	—
	第6回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	13,225,806	—	3,306,452	9,919,354	—
	第7回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	3,759,398	—	3,759,398	—	—
合計			60,512,479	—	31,974,963	28,537,516	471,274

(注1) 目的となる株式の数は、新株予約権が行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

(注2) 行使価額修正条項付第39回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

(注3) 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権の償還によるものであります。

(注4) 第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権の行使及び償還によるものであります。

(注5) 第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権の行使及び償還によるものであります。

(注6) 無担保転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 5月 1日 至 2024年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2024年 5月 1日 至 2025年 4月30日)
現金及び預金勘定	1,363,538 千円	1,580,268 千円
現金及び現金同等物	1,363,538 千円	1,580,268 千円

2 重要な非資金取引の内容

転換社債型新株予約権付社債における新株予約権の権利行使

	前連結会計年度 (自 2023年 5月 1日 至 2024年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2024年 5月 1日 至 2025年 4月30日)
新株予約権の行使による 資本金増加額	— 千円	346,875 千円
新株予約権の行使による 資本準備金増加額	— 千円	346,875 千円
新株予約権の行使による 転換社債型新株予約権付社債減少額	— 千円	693,750 千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、生産設備(機械及び装置)であります。

リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、第三者割当及び公募等による増資並びに銀行借入及び転換社債型新株予約権付社債により資金を調達しております。増資並びに銀行借入及び転換社債型新株予約権付社債により調達した資金の使途は主に研究開発資金及び事業運営資金であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、敷金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業(海外を含む)の株式であり、発行体の信用リスクや為替の変動リスクに晒されておりますが、投機的取引はございません。

営業債務である未払金及び銀行借入である短期借入金は、1年以内の支払期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。未払金の一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。転換社債型新株予約権付社債は、事業活動拡大への対応に係る資金調達であります。有利子であります但し固定金利であり、金利の変動リスクには晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに回収期日及び残高を管理しております。また、当社は、営業債務及び銀行借入について管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を当社の研究開発費、販売費及び一般管理費の12ヶ月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。当社グループの主要取引先は世界各国にあり、その取引価格は、外貨建のものと円建のものが存在しております。外貨建の取引については、当社が為替の影響を受けることとなっており、一方、円建の取引については当社の取引先が為替の影響を受けることとなっており、敷金については、賃借契約に際し、取引先の信用状況の把握に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年4月30日)

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
転換社債型新株予約権付社債	3,873,820	3,858,178	15,641

(注1) 重要性が乏しいと認められるものは含めておらず、また、現金は注記を省略しております。預金、売掛金、前渡金、短期借入金、未払金、未払費用及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は記載しておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	8,405

(注3) 転換社債型新株予約権付社債の連結決算日後の償還期限の総額
連結附属明細表「社債明細表」に記載しております。

当連結会計年度(2025年4月30日)

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
転換社債型新株予約権付社債	2,640,683	2,628,639	12,044

(注1) 重要性が乏しいと認められるものは含めておらず、また、現金は注記を省略しております。預金、売掛金、前渡金、短期借入金、未払金、未払費用及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は記載しておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	7,688

(注3) 転換社債型新株予約権付社債の連結決算日後の償還期限の総額
連結附属明細表「社債明細表」に記載しております。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年4月30日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
転換社債型新株予約権付社債	—	3,858,178	—	3,858,178

当連結会計年度(2025年4月30日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
転換社債型新株予約権付社債	—	2,628,639	—	2,628,639

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

元利金の合計額と償還期限までの残存期間及び当社の信用リスクを加味した利率による割引現在価値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(2024年4月30日)

該当事項はありません。

なお、非上場株式8,405千円は、市場価格がない株式等であるため、記載しておりません。

当連結会計年度(2025年4月30日)

該当事項はありません。

なお、非上場株式7,688千円は、市場価格がない株式等であるため、記載しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、退職給付制度を採用しておりません。また、在外連結子会社である3-D Matrix Inc.及び3-D Matrix Asia Pte. Ltd.は、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度46,681千円、当連結会計年度56,864千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
研究開発費	2,572	1,493
販売費及び一般管理費	34,195	21,925

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	58,752	20,120

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第18回新株予約権	第22回新株予約権
決議年月日	2016年3月22日	2017年3月29日	2018年5月23日	2019年7月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 子会社取締役 3名 当社及び子会社従業員 21名	当社及び子会社従業員 15名	当社及び子会社従業員 11名	子会社取締役 1名 当社及び子会社従業員 25名 社外協力者 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 233,600株	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株	普通株式 290,300株
付与日	2016年3月23日	2017年3月30日	2018年5月24日	2019年7月24日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2018年3月24日 ～ 2026年3月22日	2019年3月31日 ～ 2027年3月29日	2020年5月24日 ～ 2028年5月23日	当社、子会社取締役及び従業員 2021年7月6日 ～ 2029年7月5日 上記以外の者 2019年7月24日 ～ 2029年7月5日

	第26回新株予約権	第29回新株予約権	第32回新株予約権	第37回新株予約権
決議年月日	2020年7月9日	2021年7月27日	2022年7月21日	2023年7月20日
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役 2名 当社及び子会社従業員 35名	当社及び子会社従業員 25名	当社取締役 6名 当社及び子会社従業員 30名	当社及び子会社従業員 47名
株式の種類及び付与数	普通株式 269,300株	普通株式 200,900株	普通株式 349,000株	普通株式 359,400株
付与日	2020年7月10日	2021年7月28日	2022年7月22日	2023年7月21日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2022年7月10日 ～ 2030年7月9日	2023年7月28日 ～ 2031年7月27日	2024年7月22日 ～ 2032年7月21日	2025年7月21日 ～ 2033年7月20日

	第38回新株予約権	第40回新株予約権	第41回新株予約権	第42回新株予約権
決議年月日	2023年11月28日	2024年 4 月23日	2024年 7 月18日	2024年10月29日
付与対象者の区分 及び人数	社外協力者 1 名	社外協力者 1 名	当社取締役 1 名 当社及び子会社従業員 41名	社外協力者 1 名
株式の種類及び付 与数	普通株式 10,000株	普通株式 40,000株	普通株式 239,800株	普通株式 30,000株
付与日	2023年11月29日	2024年 4 月24日	2024年 7 月19日	2024年10月30日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1, 2
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2025年11月29日 ～ 2033年11月28日	2026年 4 月24日 ～ 2034年 4 月23日	2026年 7 月19日 ～ 2034年 7 月18日	2026年10月30日 ～ 2034年10月29日

	第43回新株予約権
決議年月日	2024年10月29日
付与対象者の区分 及び人数	社外協力者 3 名
株式の種類及び付 与数	普通株式 24,000株
付与日	2024年10月30日
権利確定条件	(注) 1
対象勤務期間	定めておりません
権利行使期間	2026年10月30日 ～ 2034年10月29日

(注) 1 権利行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者のうち社外協力者を除く者については、新株予約権の行使時において、当社又は子会社の取締役又は従業員であることを要します。但し、当社又は子会社の取締役が任期満了により退任又は従業員が定年により退職その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではありません。

(注) 2 権利行使の条件は以下のとおりであります。

行使期間開始日	行使可能となる株式数
2026年10月30日	20,000株
2027年10月30日	10,000株
合計	30,000株

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年4月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第18回新株予約権	第22回新株予約権	第26回新株予約権
決議年月日	2016年3月22日	2017年3月29日	2018年5月23日	2019年7月5日	2020年7月9日
権利確定前(株)					
期首	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後(株)					
期首	164,000	36,600	68,000	222,500	156,800
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	4,800	—	4,800	13,500	9,600
未行使残	159,200	36,600	63,200	209,000	147,200

	第29回新株予約権	第32回新株予約権	第37回新株予約権	第38回新株予約権	第40回新株予約権
決議年月日	2021年7月27日	2022年7月21日	2023年7月20日	2023年11月28日	2024年4月23日
権利確定前(株)					
期首	—	308,200	335,000	10,000	40,000
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	86,100	—	—
権利確定	—	308,200	—	—	—
未確定残	—	—	248,900	10,000	40,000
権利確定後(株)					
期首	122,500	—	—	—	—
権利確定	—	308,200	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	9,300	4,000	—	—	—
未行使残	113,200	304,200	—	—	—

	第41回新株予約権	第42回新株予約権	第43回新株予約権
決議年月日	2024年7月18日	2024年10月29日	2024年10月29日
権利確定前(株)			
期首	—	—	—
付与	239,800	30,000	24,000
失効	19,600	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	220,200	30,000	24,000
権利確定後(株)			
期首	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

単価情報

	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第18回新株予約権	第22回新株予約権	第26回新株予約権
権利行使価格 (円)	894	905	791	535	477
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—
公正な評価単価(円) (付与日)	577	458	454	288	231

	第29回新株予約権	第32回新株予約権	第37回新株予約権	第38回新株予約権	第40回新株予約権
権利行使価格 (円)	321	339	195	169	137
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—
公正な評価単価(円) (付与日)	173	182	85	94	63

	第41回新株予約権	第42回新株予約権	第43回新株予約権
権利行使価格 (円)	148	130	130
行使時平均株価(円)	—	—	—
公正な評価単価(円) (付与日)	80	58	58

4 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第41回新株予約権

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 (注) 1	61.24%
予想残存期間 (注) 2	6 年
無リスク利子率 (注) 3	0.628%

(注) 1. 株価変動性を見積りに当たっては、予想残存期間に対応する過去の期間の株価の実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

第42回新株予約権

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 (注) 1	59.92～61.50%
予想残存期間 (注) 2	6.0～6.5年
無リスク利子率 (注) 3	0.613～0.643%

(注) 1. 株価変動性を見積りに当たっては、予想残存期間に対応する過去の期間の株価の実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

第43回新株予約権

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	61.50%
予想残存期間	(注) 2	6 年
無リスク利率	(注) 3	0.613%

(注) 1. 株価変動性の見積りに当たっては、予想残存期間に対応する過去の期間の株価の実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当連結会計年度 (2025年4月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	5,819,334 千円	5,705,934 千円
減損損失	89,203 "	67,998 "
株式報酬費用	142,621 "	168,216 "
在外子会社繰越税額控除	84,208 "	82,202 "
未払費用	19,650 "	24,659 "
棚卸資産評価損	344 "	71,246 "
未払賞与	4,201 "	3,115 "
未払事業税	41,334 "	25,889 "
資本控除	37,147 "	35,090 "
その他	2,777 "	7,123 "
繰延税金資産小計	6,240,825 千円	6,191,477 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	5,819,334 "	5,705,934 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	421,490 "	485,542 "
評価性引当額小計	6,240,825 千円	6,191,477 千円
繰延税金資産合計	— 千円	— 千円
繰延税金資産純額	— 千円	— 千円

(注) 1 評価性引当額が49,348千円減少しております。この減少の主な理由は、一部の連結子会社の清算による税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少した一方で、棚卸資産評価損に係る評価性引当額が増加したことによるものであります。

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	331,453	105,344	295,477	10,565	337,181	4,739,311	5,819,334
評価性引当額	331,453	105,344	295,477	10,565	337,181	4,739,311	5,819,334
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

当連結会計年度(2025年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	99,591	293,512	—	338,346	475,940	4,498,543	5,705,934
評価性引当額	99,591	293,512	—	338,346	475,940	4,498,543	5,705,934
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度において、税金等調整前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年3月31日公布法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年5月1日以後開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この変更が当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

当社グループは、医療製品事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

当社グループは、医療製品事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品の外部顧客への事業収益が連結損益計算書の事業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)事業収益

(単位：千円)

日本	オランダ	オーストラリア	米国	その他	外部顧客への 売上高合計
901,540	1,163,590	435,601	1,532,135	555,951	4,588,818

(注1) 事業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

(単位：千円)

日本	オランダ	オーストラリア	米国	その他	合計
—	—	—	—	—	—

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	事業収益	関連するセグメント名
FUJIFILM Europe B.V.	1,163,576	医療製品事業

当連結会計年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品の外部顧客への事業収益が連結損益計算書の事業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)事業収益

(単位：千円)

日本	オランダ	オーストラリア	米国	その他	外部顧客への 売上高合計
1,234,401	1,269,375	457,888	3,152,932	819,545	6,934,144

(注1) 事業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

(単位：千円)

日本	オランダ	オーストラリア	米国	その他	合計
—	—	—	—	—	—

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	事業収益	関連するセグメント名
FUJIFILM Europe B.V.	1,269,375	医療製品事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する事項】

前連結会計年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

事業用固定資産における収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなったため、医療製品事業において24,716千円を減損損失として計上しております。

当連結会計年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

事業用固定資産における収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなったため、医療製品事業において22,449千円を減損損失として計上しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)
1株当たり純資産額	1.66円	15.82円
1株当たり当期純損失()	3.49円	25.20円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)
1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	255,505	2,501,245
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失()(千円)	255,505	2,501,245
普通株式の期中平均株式数(株)	73,288,046	99,241,179
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜 在株式の概要	—	—

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2024年 4 月30日)	当連結会計年度 (2025年 4 月30日)
純資産の部の合計額(千円)	353,307	2,216,194
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	488,604	471,274
(うち新株予約権)(千円)	(488,604)	(471,274)
普通株式に係る純資産額(千円)	135,296	1,744,919
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(株)	81,640,463	110,293,160

(重要な後発事象)

1. 第三者割当による第9回無担保転換社債型新株予約権付社債（リファイナンス）の発行及び第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入消却

当社は、2025年6月24日付の取締役会において、CVI Investments, Inc.を割当先とする第三者割当による第9回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行及び既存の第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本既存新株予約権付社債」という。）の買入消却を決議しました。

本新株予約権付社債の払込資金は、ほぼ全額を本既存新株予約権付社債の買入資金と相殺し、2025年7月10日付で決済が完了いたしました。

第9回無担保転換社債型新株予約権付社債発行の概要

割当日及び払込期日	2025年7月10日
新株予約権の総数	8個
社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額1,103,184,000円（各社債の額面金額100円につき金100円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込を要しません。
当該発行による潜在株式数	3,752,326株（当初転換価額である294円で転換された場合における最大交付株式数） 下限転換価額は134円ですが下限転換価額における潜在株式数は8,232,716株です。
調達資金の額	1,103,184,000円
転換価額及びその修正条件	当初転換価額294円 新株予約権付社債の転換価額は、2026年4月17日、2026年10月17日、2027年4月17日、2027年10月17日、2028年4月17日、2028年10月17日、2029年4月17日及び2029年10月17日（以下個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日に先立つ10連続取引日において株東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1円未満の端数切上げ）の90％に相当する金額の1円未満の端数を切上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。 但し、修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には下限転換価額とします。
利率及び償還期日	年率：無利息 償還期日：2029年10月22日
償還価額	額面100円につき100円
募集又は割当方法	第三者割当
割当先	CVI Investments, Inc.
資金使途	第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入消却費用
早期償還条項	各修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、当社は、本対象部分を、各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額を0.9で除した金額で償還しなければならない。

第5回無担保転換社債型新株予約権付社債買入消却の概要

買入日	2025年7月10日
買入金額	額面金額100円につき金100円（総額1,103,183,500円）
買入資金	本リファイナンスによる調達資金
消却日	2025年7月10日
消却額面総額	1,103,183,500円
消却後残存額面金額	0円
消却される新株予約権の総数	25個
消却される潜在株式数	5,995,562株

2. 転換社債型新株予約権付社債の転換

当社が発行した「第6回無担保転換社債型新株予約権付社債」について、当連結会計期間末後から2025年6月30日までに株式への転換が行われており、その概要は以下のとおりであります。

1. 新株予約権の行使個数	6 個
2. 転換された社債額面金額	307,500千円
3. 発行した株式の種類及び株式数 (2025年4月30日現在の発行済株式総数の1.8%)	普通株式 1,983,870株
4. 資本金の増加額	153,750千円
5. 資本準備金の増加額	153,750千円

【連結附属明細表】

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第5回無担保転換社債型 新株予約権付社債	2022年4月11日	1,323,820	1,103,183	2.0	無担保	2026年6月5日
第6回無担保転換社債型 新株予約権付社債	2022年10月17日	2,050,000	1,537,500	2.0	無担保	2026年10月22日
第7回無担保転換社債型 新株予約権付社債	2023年3月16日	500,000	—	2.0	無担保	2027年3月24日
合計		3,873,820	2,640,683			

(注) 1 . 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき株式の内容	普通株式
新株予約権の発行価額	無償
株式の発行価額(円)	441 (行使価額は一定の条件の下、修正又は調整される。)
発行価額の総額(千円)	1,765,093
新株予約権の行使により発行した株式の 発行価額の総額(千円)	441,273
新株予約権の付与割合	100
新株予約権の行使期間	2022年4月28日～2026年6月1日
代用払込に関する事項	新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株 予約権に係る本社債を出資するものとします。

(注) 2 . 第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき株式の内容	普通株式
新株予約権の発行価額	無償
株式の発行価額(円)	371 (行使価額は一定の条件の下、修正又は調整される。)
発行価額の総額(千円)	2,050,000
新株予約権の行使により発行した株式の 発行価額の総額(千円)	256,250
新株予約権の付与割合	100
新株予約権の行使期間	2022年10月18日～2026年10月19日
代用払込に関する事項	新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株 予約権に係る本社債を出資するものとします。

(注) 3 . 第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき株式の内容	普通株式
新株予約権の発行価額	無償
株式の発行価額(円)	239 (行使価額は一定の条件の下、修正又は調整される。)
発行価額の総額(千円)	500,000
新株予約権の行使により発行した株式の 発行価額の総額(千円)	437,500
新株予約権の付与割合	100
新株予約権の行使期間	2023年3月17日～2027年3月18日
代用払込に関する事項	新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株 予約権に係る本社債を出資するものとします。

(注) 4 . 連結決算日後5年以内における1年ごとの償還期日の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
—	2,640,683	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	300,000	300,000	1.97	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	300,000	300,000	—	—

(注) 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
事業収益 (千円)	3,274,449	6,934,144
税金等調整前中間（当期）純損失() (千円)	794,733	2,479,120
親会社株主に帰属する中間（当期）純損失() (千円)	805,792	2,501,245
1株当たり中間（当期）純損失() (円)	8.79	25.20

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	454,511	817,866
売掛金	2 7,719,423	2 8,450,676
棚卸資産	1 1,384,767	1 1,368,552
前渡金	2 242,128	2 165,370
立替金	2 2,071	—
関係会社短期貸付金	11,304,366	9,977,335
その他	93,825	133,742
貸倒引当金	15,611,219	14,899,248
流動資産合計	5,589,874	6,014,295
固定資産		
有形固定資産	—	—
無形固定資産	—	—
投資その他の資産		
投資有価証券	8,405	7,688
その他	20,055	20,275
投資その他の資産合計	28,461	27,963
固定資産合計	28,461	27,963
資産合計	5,618,336	6,042,258

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 5	2 148,609
短期借入金	3, 4 300,000	3, 4 300,000
未払金	2 390,099	2 405,128
未払費用	19,956	33,777
未払法人税等	343,179	85,156
預り金	6,182	5,328
流動負債合計	1,059,422	977,999
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	4 3,873,820	4 2,640,683
固定負債合計	3,873,820	2,640,683
負債合計	4,933,243	3,618,683
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,818,459	15,489,928
資本剰余金		
資本準備金	13,808,179	15,479,648
資本剰余金合計	13,808,179	15,479,648
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,430,379	29,016,787
利益剰余金合計	27,430,379	29,016,787
自己株式	153	153
株主資本合計	196,106	1,952,636
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	382	334
評価・換算差額等合計	382	334
新株予約権	488,604	471,274
純資産合計	685,093	2,423,575
負債純資産合計	5,618,336	6,042,258

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)	当事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)
事業収益		
売上高	1 1,934,155	1 2,827,656
事業費用		
売上原価	1 1,186,194	1 2,057,041
研究開発費	1 465,732	1 292,527
販売費及び一般管理費	1, 2 1,093,121	1, 2 1,175,703
事業費用合計	2,745,048	3,525,272
営業損失()	810,892	697,615
営業外収益		
受取利息	8	563
為替差益	2,271,992	—
その他	4,353	2,192
営業外収益合計	2,276,354	2,756
営業外費用		
支払利息	83,016	74,227
支払手数料	3,415	4,549
株式交付費	9,121	12,089
為替差損	—	1,070,654
棚卸資産廃棄損	12,536	—
その他	11	120,599
営業外費用合計	108,101	1,282,120
経常利益又は経常損失()	1,357,360	1,976,979
特別利益		
新株予約権戻入益	58,752	20,120
貸倒引当金戻入額	—	3 398,758
受取補償金	—	4 44,749
特別利益合計	58,752	463,628
特別損失		
減損損失	29,394	12,521
貸倒引当金繰入額	5 3,359,842	—
貸倒損失	—	6 12,652
送金詐欺損失	7 198,807	—
製造停止損失	—	8 37,806
特別損失合計	3,588,044	62,980
税引前当期純損失()	2,171,931	1,576,331
法人税、住民税及び事業税	240,072	10,076
法人税等合計	240,072	10,076
当期純損失()	2,412,004	1,586,407

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)		当事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	704,501	59.7	1,107,466	59.6
労務費		—	—	—	—
経費		475,252	40.3	749,462	40.4
当期総製造費用		1,179,754	100.0	1,856,929	100.0
仕掛品期首棚卸高		349,694		405,789	
合計		1,529,448		2,262,718	
仕掛品期末棚卸高	2	405,789		468,440	
他勘定振替高		—		37,806	
当期製品製造原価		1,123,658		1,756,471	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	431,959	734,161

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
特別損失 - 製造停止損失	—	37,806

(原価計算の方法)
当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	12,675,385	12,665,105	12,665,105	25,018,375	25,018,375
当期変動額					
新株の発行	1,143,073	1,143,073	1,143,073		
当期純損失（ ）				2,412,004	2,412,004
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,143,073	1,143,073	1,143,073	2,412,004	2,412,004
当期末残高	13,818,459	13,808,179	13,808,179	27,430,379	27,430,379

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	153	321,963	447	447	509,958	831,473
当期変動額						
新株の発行		2,286,147				2,286,147
当期純損失（ ）		2,412,004				2,412,004
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			830	830	21,354	20,523
当期変動額合計	—	125,856	830	830	21,354	146,380
当期末残高	153	196,106	382	382	488,604	685,093

当事業年度(自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	13,818,459	13,808,179	13,808,179	27,430,379	27,430,379
当期変動額					
新株の発行	1,671,468	1,671,468	1,671,468		
当期純損失（ ）				1,586,407	1,586,407
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,671,468	1,671,468	1,671,468	1,586,407	1,586,407
当期末残高	15,489,928	15,479,648	15,479,648	29,016,787	29,016,787

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	153	196,106	382	382	488,604	685,093
当期変動額						
新株の発行		3,342,937				3,342,937
当期純損失（ ）		1,586,407				1,586,407
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			717	717	17,329	18,047
当期変動額合計	—	1,756,529	717	717	17,329	1,738,482
当期末残高	153	1,952,636	334	334	471,274	2,423,575

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、医療製品の研究開発投資を行う先行投資型企业であります。主力製品である止血材は、既にグローバルに販売を開始しておりますが、現時点でも止血材の営業体制確立等のために相当額の先行費用を計上していることから、前事業年度以前より継続して営業損失を計上しております。また、当事業年度においても、営業損失697,615千円を計上しております。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると認識しております。

今後、当社グループは当該状況をいち早く解消し、経営基盤の安定化を実現するために、以下の改善策に取り組んでまいります。

(1)事業収益の拡大とコスト削減

当社グループは、主力製品である止血材について、欧州及びオーストラリアに続き、内視鏡先進国である日本及び世界最大の市場を有する米国においても、本格的に製品販売を開始しております。売上成長を最大化するために、各極において営業体制を確立・拡大し、相応の営業費用を投じてまいりましたが、短期的には奏功せず当事業年度も営業損失が継続する結果となりました。今後一時的には、当社止血材の優位性が高く、売上成長が確実に見込まれる消化器内視鏡領域に事業領域を絞り込み、他領域の営業体制は利益貢献が確実に見込まれる範囲内の活動に留めることで、マーケティング費用を含む営業経費を削減し、収益確保を最優先に進めてまいります。

研究開発に関しては、次世代止血材や粘膜炎の創傷治癒等の注力分野を除き、新規開発を一時的に中断し、注力分野においても、臨床試験を必要としない又は最小規模で実施できる等、グローバルで見て最も有利な市場を選びながらコストと時間の最小化に努めております。

(2)資金調達

当社グループの事業運営及び研究開発を進めるための十分な資金確保に向けて、米国においてバイオ業界への投資に多くの実績を有する投資ファンドのハイツ・キャピタル・マネジメント・インクに対し、2024年4月に第39回新株予約権を発行いたしました。これにより、当事業年度において、第39回新株予約権の権利行使により2,628,560千円を調達することができました。一方で、既発行の社債について早期償還条項の適用による一部償還により、2024年9月に第7回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち62,500千円を、2024年10月に第6回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち256,250千円を、2024年11月に第5回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち220,636千円を償還しております。

また、株式会社りそな銀行とコミットメントライン契約を締結しており、安定的な事業資金の確保に取り組んでおります。今後も引き続き、金融機関からの借入を含む様々な資金調達を検討し、継続的な財務基盤の強化に努めてまいります。

しかしながら、「(1)事業収益拡大とコスト削減」については、製品販売の拡大や収益構造の改善が想定どおりに進まないリスクがあります。また、「(2)資金調達」については、株式市場の動向や株価の下落等により新株予約権の行使による資金を確保できないリスクや、借入金にかかる財務制限条項への抵触により当社が期限の利益を喪失し又は転換社債型新株予約権付社債にかかる早期償還条項の適用により最終償還日より前に当社が返済義務を負うリスクがあります。

これらのリスクにより、事業運営及び研究開発のための十分な資金が確保できない可能性があり不確実性があるため、現時点において継続企業の前提に重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物

定率法によっております。

（但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。）

機械及び装置

定額法によっております。

工具、器具及び備品

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
----	-------

機械及び装置	8年
--------	----

工具、器具及び備品	4～15年
-----------	-------

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

長期前払費用

定額法によっております。

3 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されたと判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

棚卸資産

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
棚卸資産	1,384,767	1,368,552

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価方法は、原則として取得原価をもって貸借対照表価額とし、事業年度末における正味売却価額が取得原価よりも下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

当該見積りについては、実勢販売価額等に基づき正味売却価額を算定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により影響を受ける場合があり、見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の財務諸表において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 棚卸資産の内訳

	前事業年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
商品及び製品	215,704 千円	182,831 千円
仕掛品	405,789 "	468,440 "
原材料及び貯蔵品	763,272 "	717,279 "

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
短期金銭債権	7,605,097 千円	8,256,764 千円
短期金銭債務	281,104 "	222,261 "

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社りそな銀行との間で貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
貸出コミットメントの総額	300,000 千円	300,000 千円
借入実行残高	300,000 "	300,000 "
差引額	— 千円	— 千円

4 財務制限条項及び早期償還条項

前事業年度（2024年4月30日）

株式会社りそな銀行からの貸出コミットメント契約については、財務制限条項が付されております。

(1) 2024年4月期末日の連結貸借対照表における純資産の部の金額を5億円以上に維持すること。

(2) 2024年4月期末日の連結貸借対照表における借入金を合算した金額の1.2倍以上の現預金を維持すること。

当事業年度末に借入金に係る一部の契約について財務制限条項に抵触しておりますが、期限の利益の喪失に係る権利を行使しないことについて、借入金融機関の合意を得ております。

第5回乃至第7回無担保転換社債型新株予約権付社債については、早期償還条項が付されております。

(1) 転換価額修正日に当該修正価額が下限転換価額を下回る場合、当社は、転換社債型新株予約権付社債5個又は未転換の転換社債型新株予約権付社債のいずれか小さい方を早期償還するものとし、当該償還額と未払社債利息の合計額に0.9を除いた金額を支払わなければならない。但し、社債権者は、上記の早期償還を次の転換価額修正日まで延期させることができる。

(2) 第35回及び第36回新株予約権の行使による当社の累計資金調達額が660,660千円を超えた場合（以下、かかる超過分を「本超過調達分」という。）、社債権者は、本超過調達分を上限として、第5回乃至第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の全部又は一部を償還を請求することができる。

当事業年度末において、第5回乃至第7回無担保転換社債型新株予約権付社債が上記(1)に抵触しております(約1,200百万円の早期償還義務発生)が、社債権者からは期限の利益の喪失に係る権利行使をご猶予いただく旨の同意を得ております。(2)につきましては、第35回新株予約権の行使による当社の累計資金調達額が660,660千円を超えております(約341百万円の早期償還義務発生)が、社債権者からは償還の請求を受けておりません。

当事業年度(2025年4月30日)

株式会社りそな銀行からの貸出コミットメント契約については、財務制限条項が付されております。

- (1) 各四半期決算末日の連結貸借対照表における純資産の部の金額を5億円以上に維持すること。
- (2) 各四半期決算末日の連結貸借対照表における借入金を合算した金額の1.2倍以上の現預金を維持すること。

第5回乃至第6回無担保転換社債型新株予約権付社債については、早期償還条項が付されております。

- (1) 転換価額修正日に当該修正価額が下限転換価額を下回る場合、当社は、転換社債型新株予約権付社債5個又は未転換の転換社債型新株予約権付社債のいずれか小さい方を早期償還するものとし、当該償還額と未払社債利息の合計額に0.9を除した金額を支払わなければならない。但し、社債権者は、上記の早期償還を次の転換価額修正日まで延期させることができる。
- (2) 第35回及び第36回新株予約権の行使による当社の累計資金調達額が660,660千円を超えた場合(以下、かかる超過分を「本超過調達分」という。)、社債権者は、本超過調達分を上限として、第5回乃至第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の全部又は一部を償還を請求することができる。

当事業年度末において、第5回乃至第6回無担保転換社債型新株予約権付社債が上記(1)に抵触しております(約1,592百万円の早期償還義務発生)が、社債権者からは期限の利益の喪失に係る権利行使をご猶予いただく旨の同意を得ております。(2)につきましては、第35回新株予約権の行使による当社の累計資金調達額が660,660千円を超えております(約342百万円の早期償還義務発生)が、社債権者からは償還の請求を受けておりません。

5 偶発債務

前事業年度(2024年4月30日)

訴訟にかかる賠償等

当社は、当事業年度末において、元従業員1名より、当社による雇用契約終了に関して解雇無効を主張して、従業員としての地位確認及び未払賃金(月額約1百万円及び年度末支払分約2百万円)の支払並びに損害賠償3百万円を求める訴訟の提起を受けております。現時点において当社グループの今後の業績に与える影響額を合理的に予測することは困難であります。

当事業年度(2025年4月30日)

訴訟にかかる賠償等

当社は、当事業年度末において、元従業員1名より、当社による雇用契約終了に関して解雇無効を主張して、従業員としての地位確認及び未払賃金(月額約1百万円及び年度末支払分約2百万円)の支払並びに損害賠償3百万円を求める訴訟の提起を受けております。現時点において当社グループの今後の業績に与える影響額を合理的に予測することは困難であります。

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)	当事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)
売上高	1,032,615 千円	1,593,254 千円
仕入高	25,663 "	463,473 "
研究開発費	354,240 "	195,456 "

(表示方法の変更)

「仕入高」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より表示しております。なお、この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度におきましても表示しております。

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度5.6%、当事業年度4.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度94.4%、当事業年度95.9%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)	当事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)
役員報酬	122,262千円	131,711千円
給料手当	161,299 "	130,542 "
株式報酬費用	34,195 "	21,925 "
支払報酬	256,793 "	348,161 "
租税公課	170,564 "	163,477 "

3 貸倒引当金戻入額

当事業年度(自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)

子会社への債権に係る貸倒引当金398,758千円を取り崩したことからあります。

4 受取補償金

当事業年度(自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)

製造停止に係る委託製造損失の補償金であります。

5 貸倒引当金繰入額

前事業年度(自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)

当社は、子会社への債権等に対し、貸倒引当金繰入額3,359,842千円を計上しております。

6 貸倒損失

当事業年度(自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)

清算した子会社に対する債権の回収不能額12,652千円であります。

7 送金詐欺損失

前事業年度(自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)

悪意ある第三者による虚偽の支払指示に基づいた資金流失被害によるものであります。

8 製造停止損失

当事業年度(自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)

製造停止に係る委託製造損失であります。

(有価証券関係)

前事業年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。なお、当該子会社株式は全額減損処理済であり貸借対照表計上額はありません。

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。なお、当該子会社株式は全額減損処理済であり貸借対照表計上額はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	1,815,599 千円	2,066,509 千円
貸倒引当金	4,780,155 "	4,562,149 "
関係会社株式	358,563 "	369,102 "
株式報酬費用	142,621 "	147,829 "
減損損失	89,838 "	69,966 "
棚卸資産評価損	— "	71,246 "
未収利息不計上	400,529 "	542,949 "
貸倒損失	7,008 "	7,008 "
未払賞与	4,201 "	3,115 "
未払事業税	41,334 "	25,889 "
その他	1,284 "	1,303 "
繰延税金資産小計	7,641,137 千円	7,867,071 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,815,599 "	2,066,509 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	5,825,538 "	5,800,561 "
評価性引当額小計	7,641,137 千円	7,867,071 千円
繰延税金資産合計	— 千円	— 千円
繰延税金資産純額	— 千円	— 千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度において、税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年3月31日公布法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年5月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この変更が当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているので、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

1. 第三者割当による第9回無担保転換社債型新株予約権付社債（リファイナンス）の発行及び第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入消却

当社は、2025年6月24日付の取締役会において、CVI Investments, Inc.を割当先とする第三者割当による第9回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行及び既存の第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本既存新株予約権付社債」という。）の買入消却を決議しました。

本新株予約権付社債の払込資金は、ほぼ全額を本既存新株予約権付社債の買入資金と相殺し、2025年7月10日付で決済が完了いたしました。

第9回無担保転換社債型新株予約権付社債発行の概要

割当日及び払込期日	2025年7月10日
新株予約権の総数	8個
社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額1,103,184,000円（各社債の額面金額100円につき金100円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込を要しません。
当該発行による潜在株式数	3,752,326株（当初転換価額である294円で転換された場合における最大交付株式数） 下限転換価額は134円ですが下限転換価額における潜在株式数は8,232,716株です。
調達資金の額	1,103,184,000円
転換価額及びその修正条件	当初転換価額294円 新株予約権付社債の転換価額は、2026年4月17日、2026年10月17日、2027年4月17日、2027年10月17日、2028年4月17日、2028年10月17日、2029年4月17日及び2029年10月17日（以下個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日に先立つ10連続取引日において株東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1円未満の端数切上げ）の90％に相当する金額の1円未満の端数を切上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。 但し、修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には下限転換価額とします。
利率及び償還期日	年率：無利息 償還期日：2029年10月22日
償還価額	額面100円につき100円
募集又は割当方法	第三者割当
割当先	CVI Investments, Inc.
資金使途	第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入消却費用
早期償還条項	各修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、当社は、本対象部分を、各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額を0.9で除した金額で償還しなければならない。

第5回無担保転換社債型新株予約権付社債買入消却の概要

買入日	2025年7月10日
買入金額	額面金額100円につき金100円（総額1,103,183,500円）
買入資金	本リファイナンスによる調達資金
消却日	2025年7月10日
消却額面総額	1,103,183,500円
消却後残存額面金額	0円
消却される新株予約権の総数	25個
消却される潜在株式数	5,995,562株

2. 転換社債型新株予約権付社債の転換

当社が発行した「第6回無担保転換社債型新株予約権付社債」について、当連結会計期間末後から2025年6月30日までに株式への転換が行われており、その概要は以下のとおりであります。

1. 新株予約権の行使個数	6 個
2. 転換された社債額面金額	307,500千円
3. 発行した株式の種類及び株式数 (2025年4月30日現在の発行済株式総数の1.8%)	普通株式 1,983,870株
4. 資本金の増加額	153,750千円
5. 資本準備金の増加額	153,750千円

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区 分	資産の 種 類	当期首 残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固 定資産	建物	—	—	—	—	—	5,004
	機械及び装置	—	2,540	2,540 (2,540)	—	—	38,480
	工具、器具 及び備品	—	—	—	—	—	19,398
	リース資産	—	—	—	—	—	64,000
	計	—	2,540	2,540 (2,540)	—	—	126,882
無形固 定資産	ソフトウェア	—	—	—	—	—	3,264
	特許権	—	186	186 (186)	—	—	57,053
	その他	—	—	—	—	—	2,780
	計	—	186	186 (186)	—	—	63,097
投資その他の 資産	長期前払費用	—	9,794	9,794 (9,794)	—	—	855,299
	計	—	9,794	9,794 (9,794)	—	—	855,299

(注) 1 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2 減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	15,611,219	—	711,970	14,899,248

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	7月中
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日、4月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告により公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行います。 公告掲載URL http://www.3d-matrix.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第20期(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日) 2024年7月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年7月25日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書、半期報告書の確認書

第21期中(自 2024年5月1日 至 2024年10月31日) 2024年12月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書を2024年6月13日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書を2024年7月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書を2024年9月12日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書を2024年12月12日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書を2025年3月13日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書を2025年6月12日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行に伴う有価証券届出書を2025年6月24日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年7月24日

株式会社スリー・ディー・マトリックス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 田 秀 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土 居 一 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桑 垣 圭 輔

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スリー・ディー・マトリックスの2024年5月1日から2025年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリー・ディー・マトリックス及び連結子会社の2025年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度以前より継続して営業損失を計上しており、また、当連結会計年度においても、営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項を除き、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書

以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこ

と、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社スリー・ディー・マトリックスの2025年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社スリー・ディー・マトリックスが2025年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月24日

株式会社スリー・ディー・マトリックス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 田 秀 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土 居 一 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桑 垣 圭 輔

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スリー・ディー・マトリックスの2024年5月1日から2025年4月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリー・ディー・マトリックスの2025年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度以前より継続して営業損失を計上しており、また、当事業年度においても、営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項を除き、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。